

令和4年第6回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第1		会議録署名議員の指名		
第2	議案 第114号	飛騨市個人情報保護法施行条例について		
第3	議案 第115号	飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について		
第4	議案 第116号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
第5	議案 第117号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について		
第6	議案 第118号	飛騨市職員の高齢者部分休業に関する条例について		
第7	議案 第119号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
第8	議案 第120号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について		
第9	議案 第121号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について		
第10	議案 第122号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について		
第11	議案 第123号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)		
第12	議案 第124号	指定管理者の指定について(飛騨市桜ヶ丘体育館、飛騨市釜崎社会体育館、飛騨市サン・ビレッジ神岡、飛騨市坂巻公園野球場)		
第13	議案 第125号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)		
第14	議案 第126号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)		
第15	議案 第127号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)		

令和4年第6回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第128号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)		
第17	議案 第129号	令和4年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)		
第18	議案 第130号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)		
第19		一般質問		

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	谷		上	雅		廣
3番	上		口	敬		信
4番	井	ケ	吹	豊		孝
5番	澤		端	浩		二
6番	住			史		朗
7番	徳		田	清		美
8番	前		島	純		次
9番	野		川	文		博
10番	籠		村	勝		憲
11番	高		山	恵	美	子
12番	葛		山	邦		子
13番			原	寛		徳
			谷			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	下	明	宏
教育長	之	畑	康	子
総務部長	沖	尻	孝	之
企画部長	谷	田	雄	郎
市民福祉部長	森	井	弘	史
商工観光部長	藤	上	あ	さ
基盤整備部長	畑		英	樹
危機管理監	森	見	友	康
財政課長	高	畑	浩	司
病院事務局長	上	藤	直	樹
消防長	佐	畑	和	也
神岡振興事務所長	中	井	大	輔
	三			

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
	渡	辺	莉	奈

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、徳島議員。9番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第114号 飛騨市個人情報保護法施行条例について
から

日程第18 議案第130号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）

日程第19 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第114号、飛騨市個人情報保護法施行条例についてから日程第18、議案第130号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）についてまでの17案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。17案件の質疑と併せて、これより日程第19、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に13番、葛谷議員。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

○13番（葛谷寛徳）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、新生市政クラブを代表いたしまして、大きく3点について一般質問をいたします。

まず、最初に飛騨市の令和5年度政策方針について伺います。令和4年度、今年度の政策方針は、飛騨市総合政策指針に掲げるまちの将来像「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」を実現するために重点方針の3本柱を構成し、積極的な地域振興、特色ある政策の深化、未来をつなぐ地域資源の保全と定め取り組んで来られました。

9月議会で前川議員が新年度予算について質問しましたが、大まかな考え方や概要について答弁されました。これまでの市政運営にあたっては、まず、市民生活の足元を見つめる。そして、市民との対話の中で、身近な暮らしの課題に迅速に対策を打っていく。

また、地域資源を掘り起こして市民の誇りと活力を生み出すという事に徹底的に注力されてきました。特に飛騨市は人口減少先進地でありますので、先進的な施策に積極果敢にチャレンジされ、解決の糸口を探りながら事業を推進されています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見通せない中で、ロシアによるウクライナへの侵攻などによって、原油価格や物価の高騰など市民生活が大きく左右されるという事が常態化し、その対策について、その都度、補正予算等で対応されているところでございます。

令和5年度は都竹市政2期目の最終年度であり、持続可能な飛騨市づくりに取り組むとされていますが、前回の答弁では、まちづくり、産業づくり、市役所づくりの3本柱で議論をしているとのことでした。

1つ目のまちづくりですと、ゼロカーボンシティへの挑戦、国際平和への貢献、そしてSDGsの誰一人取り残さないという大きなテーマの中でダイバーシティや多文化共生といったことに取り組み、また、近隣地域への転出抑制という切口での土地利用の見直しなど、

また、2つ目の産業づくりでは、まず、環境への配慮、地域内循環を目指すクリーン産業の促進、産業分野での省エネ・省力化の推進、海外マーケットへの販路展開、観光分野ではアウトドアの体験観光コンテンツの掘り起こし、自然資源の活用等。

また、3つ目の市役所づくりでは、民間にお任せできるものは積極的にアウトソーシングする。また、働き手の減少や業務の効率化をより一層推進し、スリムな体制において最大の効果を得るためには、DXの活用などを挙げられました。

そこで伺います。重点的に取り組む具体的施策と3本の柱における重点施策について伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。私にとっては初めての代表質問という形のご答弁になりますが、飛騨市の令和5年度の政策方針につきまして、お尋ねをいただきました。ご質問の中でもお触れいただきましたけれども、令和5年度は私の市政2期目の最終年ということになります。

これまで市民生活重視のまちづくりを継続しつつ視野を国際社会にも広げて、対等合併により誕生してから20年歩んでまいりました飛騨市が一人前の大人に成長し、次のステージに大きくステップアップする時期であると、このような認識をしておりまして、令和5年度当初予算をこうした時代認識も踏まえまして持続可能な飛騨市づくりと、このようにしたところでございます。

そして、これもご紹介いただきましたが、まちづくり、産業づくり、市役所づくりの3本柱で施策を講じるという考え方で、現在、政策協議の最終段階に入っておりまして、本日その途中経過、具体策の検討の途中経過を大変多岐にわたる内容になりますが、いくつかピックアップする形で、ポイントを絞ってご説明をいたしたいと思っております。

まず、1つ目は持続可能なまちづくりということでございます。ここでは、飛騨市のみならず世界全体の取り組みに平仄を合わせる形で施策を進めてまいりたいと考えておりまして、SDGsの中でも代表的な項目を折り込む予定といたしております。

まず、ゼロカーボンシティへの挑戦ということでございます。再生可能エネルギーの活用を柱

といたしまして、国制度を活用した専門人材の登用を目指し、本格的な研究を始めるほかに、事業者の再エネ活用の促進を図りたいと考えております。併せて、市民の省エネ活動の促進では、講座の実施や電気自動車等の導入促進、住宅の省エネ化リフォームなどの支援策を検討しているところでございます。

また、電力消費量の抑制という観点からも、市自らも市有施設や道路照明のLED化に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、市民レベルでの大きな取り組みとしてはリサイクルの推進ということになりますけれども、リサイクルの流れの見える化によりまして、リサイクル意識の醸成を図りたい。あるいは24時間回収ボックスの増設などを検討しております。

次に、多様性の尊重というテーマを掲げておりまして、地域全体を見直してみたいと思っております。LGBTQにとどまらず、市民それぞれの個性と存在をまるごと認められる地域をつくるという理念を基に、飛騨市はダイバーシティを尊重する町であるという思いを市民の皆様と共有できる取り組みを現在検討しているところでございます。併せて、外国人技能実習生など外国籍市民が増加する中で多文化共生の推進も強化し、外国人に対応する相談員の育成や日本語や生活習慣の学習支援等を強化したいと考えているところでございます。

子供から大人までの切れ目ない支援ということもテーマとしておりまして、専門性の高い人材による総合相談や緊急時の受け入れ態勢、障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の場の提供、地域の体制づくりを総合的にサポートできるように官民の支援を来年度開設予定の障がい者グループホームが入る旧和光園に集約をいたしたいとこのように考えております。

2つ目は持続可能な産業づくりでございます。市内商品の販路拡大はネットと首都圏への販路拡大ということを中心に進めておりますけれども、より持続可能な商売の道を模索するために、海外輸出に着目いたしまして、ジェットロとの連携による伴走型での事業者支援を行いたい。あるいは海外での商談や商品の翻訳等の支援、今年度も実施をいたしておりますアメリカサンフランシスコでのクラフトバレーフェアや、友好都市である新港郷を足掛かりに、台湾全土を見据えた輸出展開につなげる施策も現在議論をしているところでございます。

また、国内では、市と関係がある地域等での物産展の企画と、その後の継続取引の支援、あるいは業者自身が物産展等への出店チャレンジしやすいような支援策を現在検討しているところでございます。

産業の分野では、持続可能な事業構築のために、省エネ・省力化の推進を重点といたしまして、11月議会でお認めいただきました事業者による省エネ設備の導入に加え、国県の支援から漏れる小規模なDX化、ドローンを活用した新規事業の展開などに関する支援策を検討しているところでございます。

農林業の分野では、担い手への集約による持続可能な地域農業構築のために、大規模農業、利用型農業における機械導入、レーザー測量等ICT技術を活用したスマート林業の試験・実証を行いたいと考えております。

また、畜産でございますが、飼料高騰の対策を重ね合わせつつ、粗飼料自給率を高めるために、デントコーンサイレージの給餌試験のほか、主食用米の活用についての調査など、耕畜連携対策を評価の柱と位置付けております。

また、地元産堆肥の高品質化に向けまして、堆肥発酵に必要な優良微生物株の開発や臭気対策に向けての本格的な検討を行いたいと考えております。

また、中期的な観光誘客を図る魅力づくりといたしましては、飛騨古川まつり会館、飛騨の匠文化館、まつり広場を中心としたエリアのサービス向上につきまして、市内観光事業者と検討を始めるほか、道の駅アルプ飛騨古川での官民連携によるにぎわいづくりもテーマとしております。

大きな3つ目は「持続可能な市役所づくり」ということをございます。ここでは、少ない職員でも仕事ができる体制作り、スリムな業務体制作りをテーマといたしております。

まず、デジタルトランスフォーメーションDXによる市民サービスの向上といたしまして、システムの導入等による市民窓口での申請書記入の負担軽減、キャッシュレス決済やマイナンバーカードとの連携によるオンライン申請等の導入、飛騨みやがわ考古民俗館における無人管理システムの試験導入や公民館等でのオンライン予約サービスの試験導入などを検討しております。

市役所業務の効率化につきましては、アウトソーシングに本格的に着手をしたいと考えておりまして、ふるさと納税業務や地籍調査業務、防災備蓄品の点検や障がい支援区分認定調査業務などを外部委託の候補として調整を進めております。

また、放課後児童クラブや市役所給与支給業務につきましても、令和6年度からの外部委託を見据えた準備を進めていきたいと考えております。

さらに、職員の資質向上に向けましては、新人職員を始めとした職員研修の充実を図りたいと考えておりますほか、他市町村との職員人事交流につきましても、来年度以降増やしていくことができるよう、複数の自治体の首長さんと調整を進めているところでございます。

公共施設管理におきましては、遊休公共施設の現状を調査し、休廃止や解体だけでなく、普通財産化による賃貸や売却などによる新たな活用手法を検討したいと考えております。

このほかにも極めて多岐にわたる項目につきまして、現在政策協議を進めておりまして、全ての課の協議が一巡し、現在、さらに議論を深めることが必要な項目について再協議、再々協議を行っているところでございます。この過程におきましては、議会における議員の皆様のご発言、ご提案を一般質問だけではなく、委員会も含め全てリスト化いたしておりまして、各部での協議の際の一つ一つ対応を確認しながらできる限り予算化、事業化できるよう検討を進めてきております。

このあとは、さらに今議会での議論や、今月末に開催いたします総合政策審議会での様々なご意見、ご提言を踏まえて最終調整を行った上で、具体的な予算付けにつきましては、国から示される地方財政計画やふるさと納税の総額を見た上で予算規模を定めたのち、その範囲内で1月から予算査定を行い、新年度当初予算をまとめてまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

2点だけ再質問させていただきます。この3つの大きな柱について、それぞれ政策方針を答弁いただきまして、ありがとうございました。

まずは、ゼロカーボンシティへの挑戦についてであります。市は3月にゼロカーボンシティを行ったところではありますが、今後、専門人材の登用を目指し、本格的に研究を開始し、事業者に

よる再生可能エネルギーの活用促進を図りたいとの答弁でしたが、事業者による再生可能エネルギーの活用については、重要な位置付けだとは思っております。活用促進のために市はどのような支援対策を講じていらっしゃるのか、お考えをお聞きます。

できれば、市内事業者における再生可能エネルギーの活用状況などについて把握していらっしゃる範囲内で結構ですので、教えていただければと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

市内事業者の再生可能エネルギーの活用は、必ずしも進んでいるとは言いがたいのではないかと認識しております。太陽光を一部付けていらっしゃるようなところもあると伺っておりますけれども、本格的にということではありませんし、また、飛騨市の場合どうしても太陽光発電が一番簡単なんです。雪の問題とか、そうしたこともありますし、日照時間の問題もあって、なかなかこれがメインということにはならないんだなというふうに思います。

そうしますと、結局、市内で発電した水力発電を使うというようなことが予想されるわけなんです。そうしますと、市内での水力発電を市内事業所で使うという道筋をつけないといけません。これもオフサイトPPAというような形になってくるんですが、これがなかなか実は制度的に難しいところがあって、そこが市内事業者の活用の1つの課題なのかというふうに思います。既にいくつかご相談をいただいて、環境省の補助なんかには手を上げられないかというようなご相談があるんですが、その仕組みと、その流れを構築するところ難しさというのがあるんですが、その一つ一つの課題を乗り越えていかなくてはいけないということでありまして、今も来年度のそういった相談の取り組みを進めておりますが、専門人材を非常勤のような形で来ていただく中で、いろいろなご相談にも乗っていただくような体制をまず整えて、そうした企業の再生可能エネルギーの拡大ということについても、きちんと支援として進められるように体制を整えていきたいということでございます。

○13番（葛谷寛徳）

もう1件でございますが、持続可能な産業づくりについてでございます。海外輸出について触れられておりましたが、サンフランシスコで行われたクラフトバレーフェア。この友好都市である新港郷を足がかりに、台湾全土を見据えた輸出展開をされるというような答弁でございましたが、大変、輸出展開されるということは、重要な視点だと考えますが、輸出というのは大変ハードルが高いと思っております。そのハードルをどのように越えていかれるのか。また、考え方についてももう少しご説明いただければと思います。

□企画部長（森田雄一郎）

おはようございます。人口減少ですとか、そういった状況で国内需要が本当に先細る中で、輸出の振興というのは持続可能な産業づくりという面において重要なポイントであるというふうに考えております。

ご指摘のように輸出は、国別にも様々な規制がございます。ハードルが高いというふうに考えております。市長からの答弁にもありましたようにジェットロにも協力を仰ぎながら、市内で既に輸出に取り組んでいらっしゃる事業者さんがいらっしゃいますので、そういった手法の横展開で

すとか、市外でも既に小規模な事業者さんでありながらも実績をお持ちの事業者さんがいらっしゃいます。そういった好事例なんかを参考にさせていただきながら、学びの機会も提供させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

支援制度につきましては、現在どのような枠組みがいいのかといったところを、まさに政策協議の中において検討を進めているところでございます。

また、台湾への輸出につきましては、来年の2月に新港郷を訪問する予定でございまして、その際に職員による情報収集なんかも台湾の中で行ってきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○13番（葛谷寛徳）

ありがとうございます。持続可能な飛騨市づくりというテーマで大きく前進されるという方向だというふうに今、答弁されていらっしゃいますが、多くの施策展開を検討されていることが分かりました。

一方で職員の負担が大きくなるような懸念もございます。この3つの柱の中で述べられていますように、アウトソーシングのできるものはしっかりと民間活力を活用していただきまして、市内の民間事業者を育成していくという観点にも配慮いただきながら文字どおり持続可能な市政の実現を目指していただきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内外の人の移動やイベント、また催しの中止や減少で、観光関連産業は著しい打撃を受けております。そんな中で12月3日の東海テレビのドラマ放送「最高のオバハン中島ハルコ」の最終章では、飛騨市のあらゆる観光名所や宝物、食べ物などがふんだんに取り入れられまして、大変見応えのあるものでございました。次回の放送が大変楽しみでございますが、来年度のこの3つの大きな柱の政策に期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は子ども家庭庁の創設に向けてについて伺います。来年4月に子ども家庭庁が発足します。国は常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取り組み、政策をわが国社会の真ん中に捉えて、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として子ども家庭庁を創設するとしています。少子化の中で、国では縦割りであった子供に関する施策が一本化されるということで期待も大きいと思っております。次の2点について伺います。

1つ目は当市の組織体制でございます。子ども家庭庁は文字どおり、子供に関することを集約して行います。国では、これまで別々に担われてきた司令塔機能を子ども家庭庁に一本化し、就学前の全ての子供の育ちの補償や全ての子供の居場所づくりなどを主導するとし、教育部門は文部科学省と連携して行うとしています。

当市では子供に関することは主に市民福祉部で行われてきましたが、この度の子ども家庭庁創設に伴い、組織の強化をされるのか、教育委員会とはどのように連携されていくのか伺います。

もう1点、子供の声をどう反映するのか。子ども家庭庁の基本姿勢として、子供の視点、子育て当事者の視点として、子供や若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。また、子育て当事者の意見を政策に反映となっています。

しかしながら、国際非政府組織が18歳以下に聞いたところ、子ども家庭庁の発足を知らない人

が約7割だったそうです。まだまだ知名度は低いかもしれませんが、当事者である子供の意見を大切に、反映するとしています。

当市では子育て政策に関し保護者や一人親家庭などにはアンケート調査を行っていますが、子供目線での意見はどのように集約されているのでしょうか。今後の方向性について伺いをいたします。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

こども家庭庁の創設につきましてのお尋ねでございます。私からは、1点目の組織体制につきましてのご答弁を申し上げたいと思います。令和5年4月1日から国においては、こども家庭庁が設置されるということでございまして、これに伴って、まず国においては市町村にこども家庭センターの設置を努力義務として求める方針というふうに伺っております。国から通知文書がきておりまして、それによりまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の多様な家庭環境に関する相談支援を行う組織というふうにされています。

その中身を見ますと、組織体制として、センター長や統括支援員を配置いたしまして、統括支援員を中心として、妊産婦・乳幼児の実情把握とか、各種相談指導、支援プラン作成、関係機関との連携調整業務等を行う母子保健部門と、子供の家庭全般にわたる実情の把握、情報提供、相談、総合調整業務や、要保護児童等への支援業務として、虐待相談・通告の受理、調査、アセスメント、支援・指導業務等を行う児童福祉部門が、この母子保健部門と児童福祉部門が包括的に支援体制を構築するというのがこのこども家庭センターだというふうにされているわけでありまして。

一方、飛騨市でございますけれども、今述べました基本的な組織体制や業務につきましては、市民福祉部のうち市民保健課、地域生活安心支援センターふらっと、子育て応援課がハートピア古川内に集約されておりまして、既にこの体制は確立されているものと認識をいたしております。

また、総合相談窓口である地域生活安心支援センターふらっとでは、各部署から寄せられる妊産婦、未就学児、小中学校や生きづらさを抱えている方などの様々な相談を受けておりまして、医療機関であるこどものこころクリニック、市民病院、療育事業所であるやまびこ教室、ことばの教室や作業療法士、保健師、地域連携支援員、相談員等と連携してその対応にあたっているところでございます。これによりまして、今後も引き続きアウトリーチ型でその方にあったオーダーメイド的な支援がスムーズにできるというふうに考えております。

また、教育委員会との連携ということも求められているわけでありまして、これにつきましては、自治体によってかなり差があります。当市におきましては普段から市長部局と教育委員会部局が、垣根の無い組織として密接に連携できておりますことが、他の自治体に比べて大きな特徴でもあるというふうに考えております。

例えば、1つ例を挙げますと、地域生活安心支援センターの職員である地域連携支援員がいるわけですが、これが市内の小中学校、中学校、高校を巡回訪問しながら情報収集や相談業務などに密接に関わっておりまして、ケース会議などを行いながら、必要な方に必要なサービスが提供で

きるように対応しているということでございます。なかなかこうした市長部局の担当スタッフが教育現場に直接入り込むというのは、他の自治体ではあまりないことではないかというふうに思っております。

このように、こども家庭庁創設に伴うこども家庭センターについては、当市においては既に確立されているという考えでございますので、組織改編を行う予定はないということでございます。

それから、こども家庭庁についてちょっと申し上げておきたいのですが、私、今年の6月から全国市長会の常任委員会であります社会文教委員会の副委員長を拝命しております。当委員会の役割としてこども家庭庁の設置について全国市長会としての意見を述べ、要望等を行うなどの仕事をさせていただいております。その関係で、こども家庭庁設立準備室にも何度かお邪魔をしまして、重点提言でありますとか要望活動、意見交換なども行ってきたところでございます。

この中には様々な論点があるわけでありまして、特に先月11月に行われた委員会の中では、今般公表されました国の第2次補正予算のうち、こども家庭庁が所管することになる出産・子育て応援交付金とそれと一体となった妊娠、出産、育児等における伴走型相談支援を行います子育て世代包括支援センターの設置が大変大きな議論となったわけでございます。

ここでは何が問題だったかといいますと、事前に地方自治体の意見聴取が全くなされていないということが大きな問題となりました。それにもかかわらず、一方的な案の提示になっていることに加えまして、市町村に事業費の6分の1の財政負担を強いるという制度設計になっておりまして、各市長から大変厳しい批判の声が寄せられ、私達執行部も設立準備室に対して強く抗議を行ってきたところでございます。

このように、最近、政治主導によりまして、突如として施策が生まれまして、そして地方に業務と財政負担を強いるというケースが多くなっております。これは国の政策立案のプロセスが荒くなっているものだと私は指摘をしております。これは政治の問題として、別途に問題提起をしていく必要があるというふうに考えております。

このほか、私自身が申し上げていることといたしましては、障がい児者支援でございまして、18歳未満の障がい児の支援策が厚生労働省からこども家庭庁に移管されることとなります。こうなりますと、子供と大人で障がい者支援の役所の所管が違うということになります。そうすると、子供から大人に移行するというトランジションの問題。今でも非常に大きな問題になっているのですが、これがますますうまくいかなくなるのではないかという懸念を持っておりまして、その点についてはしっかりと対応していただくように厚生労働省、こども家庭庁準備室の方々に強く要請しているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。私からは、2点目の子供の声の反映についてお答えします。こども家庭庁として子供の声を集約することはよいことではあります。国が直接実施するのは地域の実情の反映という点でも適当とは言えず、実際には地方自治体が必要があり、国においても

そのように考えられております。

国からの通知文書には、子供の意見の集約方法として、SNS、アンケート、パブリックコメントなどが例示されておりますが、現実的には、全ての子供にアンケートを取る事は年齢的に難しいところもありますので、各家庭や学校などにも協力いただき意見を徴収する方法が有効と考えております。

また、集約された意見は、子ども・子育て支援計画を審議する子ども・子育て会議などにも諮りながら、その反映について検討したいと思います。

また、虐待案件に対する子どもの声につきましては、民生委員、児童委員などの地域の方をはじめ、保育園、小学校、高等学校などから現在も連絡が入る体制になっておりますので、引き続き適切に対応してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

今の答弁を聞きますと、今まで大体対応ができていますので、このまま組織も続けていきたいという対応でいきたいというようなことでございました。

今、部長からもございましたが、家庭や学校を通じて子供の声を拾っていくということで、対応していくということでございますが、ある程度、そのことをどのような政策に反映していくのかという部分では、どう感じていらっしゃるのか伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これまでもアンケートですとか、例えば、児童扶養手当の現況届を提出されるときにお困り事はないですかとか、保護者さんからもちょっとお話を聞いたりして、それを逐次、施策にも反映しているところでございます。

今後も、今ほどお話をいたしましたように、SNSですとか、アンケート、パブリックコメント等で提示されているんですけども、子供の声を反映するということから、ちょっといろいろな方法がまた考えられることが想定されますし、国からもまた説明会がこれで終わりではなくて、逐次開かれておりますので、ほかの自治体の状況とかも見ながら当市にも反映していきたいと思っております。

○13番（葛谷寛徳）

この頃の報道を見ますと、静岡県や富山県などでも、園児を虐待したとして逮捕されるようなことが起きております。今、こども家庭庁を通して、ますますこういう対応が重要になってくるのではないかと思います。飛騨市は昨年からも子育て支援員の研修を市内でできるようにして、今年度も先月ですか、修了証が渡されたところでございますが、こうやって子育てが複雑化し、多様化する中で子供に関することが集約されていくことにより、いい方向に行くのではないかなと思いますし、目が届いて、当事者の意見が政策にも反映されるようにしていただきたいと思っております。行政と地域全体が大いに連携されて、子供の成長を支えていただくことをお願いいたします。次の質問に移ります。

大きく3点目のC o - I n n o v a t i o n大学の大学設置認可申請の延期について伺います。

令和2年6月に飛騨市と大学設置に関する包括支援協力協定を締結し、その後、宮田裕章氏の学長候補の就任をはじめ、藤本壮介氏と共につくる建設計画、及び設置構想の共創学部についての構想を公表されてきました。

報道によりますと、10月に一般社団法人飛騨高山大学設立基金が2024年4月を目標としていた開学時期を最大で2年延期し、2026年4月にすることを発表しました。

延長については、新聞報道や飛騨高山大学が飛騨高山大学設立基金のホームページを確認し、その理由については承知しているところです。当大学は、新しい社会を地域と共に創りながらともに歩いていく大学を目指す。そして、自律的に地域課題を解決する人材をさまざまな地域から排出したいとして進められています。

飛騨市にとって大学が設置されることは、多くの恩恵があります。経済効果だけではなく、地域に活力をもたらしてくれることは、もちろん、地元中高生にも刺激を与え、若者流出の歯止めにもなります。市学園構想とも連携できるわけで、4年制大学の設立は本地域にとって歓迎すべきものと理解していますので、市として粘り強く支援する必要がありますが、今後、市の対応はどのようにされるのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

C o I Uの大学設置認可申請の延期に関連いたしましてのご質問でございます。いつも申し上げているのですが、このC o I Uは民設民営の大学でございまして、その運営に関して市は答えする立場にはないということでございます。

また、一般質問で議論が認められている市の一般事務でもないということになりますけれども、議員からのお尋ねは市の支援についての考え方ですので、その範囲内でお答えを申し上げたいというふうに思います。

まずは認可申請延期の理由につきましては、これは大学設立基金からプレスリリースも行われ、新聞でも報道されている周知の事実ですので、ここで改めて触れておきたいと思います。

1つ目は私立学校法の改正ということになっておりまして、学校法人における理事会と評議員会の執行と監視・監督の役割の明確化・分離につきまして主眼が置かれておりまして、現在も議論がなされている一方、大学運営の影響が大きいと、それを見据えるとされております。

2点目が大学設置基準等の改正でございまして、これは大学を設置するのに必要な最低限の基準として、教員組織や資格、収容定員や施設設備、事務組織等について具体的に定められているものでございます。今回、10月に事務組織の編成や単位数の算定方法等が改正されることとなったため、現在構想している大学のカリキュラムに大きく影響を与えることが見込まれると、そのようにされております。これらを踏まえた見直しのために、最大2年間の延伸を決められたというふうに伺っておりますけれども、設立準備は着々と進んでおりまして、可能ならば前倒しもしていきたいというように発表されております。

このような事情による設立の延期でありますけれども、今後の市の支援体制については、何ら変更はございません。元来、大学に限らず、市内に大きな事業所企業が立地する場合には、市とし

て設立の支援を行うという必要がございまして、その事業計画が変更になったとしても、それは設立主体の問題であって、市が支援を見直す理由はどこにもございません。

また、C o I Uについては特別な体制をとっているわけですが、これは飛騨市として過去にない規模の事業体であり、加えて、周辺道路の整備や中学校、高校のカリキュラム連携、地域の企業や団体との連携などの調整事項が多いことによるものでございます。さらに、市にとっても、市内での定住人口や若い方々の増加に伴う地域活力や地域消費の増大はもちろん、遠方に進学せざるを得なかった市内や飛騨地域の子供たちの身近な進学先の選択肢が広がること、また、大学という知の拠点ができることで、教育文化をはじめとする大きなチャンスになるものでございまして、今後もしっかりと支援をまいります。

現在、大学設置支援室という形で兼務辞令を発令している職員を中心に、一般社団法人飛騨高山大学設立基金との毎月の定例会で課題の共有を図っており、今後も同様の形で連携してまいります。

また、企業の既存の企業立地の補助制度など条例に定められている支援策に加えまして、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の仕組みを開放し、いわば大学関係者自身が資金集めをするツールとして使っていただいているわけですが、これらにつきましても、今後大いにご活用いただきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

今、答弁がありましたように、市としても今後もしっかりと支援していくとの心強い答弁でございました。この地域の文化や自然や資本も取り入れた新しい地域社会のあり方を学べる大学でもあります。開学が大いに期待されているところでございます。答弁の中にもありましたように、大学という知の拠点ができることは飛騨市にとっても大変夢のあることであり、今後とも市として粘り強く支援していただきますことをお願いして、代表質問を終わります。

〔13番 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、13番、葛谷議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時50分といたします。

（ 休憩 午前10時45分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

先の9月定例会の決算委員会の質疑の中で、商工観光部長が「飛騨市の場合、高山市や下呂市と違いまして観光が主要産業の町ではありませんので。」とこのようなことをおっしゃられました。私はちょっと「えっ」と思ったんです。観光は確か施策の一丁目一番とかという話ではなかったかなと思いつつ、ただ、これは委員会の中の発言で、前後の発言もありますから、そこだけ切り取っていろいろと言うことではないなとは思いますが、観光を1回ちゃんと聞いてみよかなということ、今回質問させていただこうかなというふうに思います。

国ではいろいろな税制改正の議論や国民負担の議論がたくさん出ております。防衛費の関係で増税をするんだとかというようなこともありますし、これは延びたようではありますけれども、そんなコロナ禍の中で、これまで商工関係の事業者さんはいろいろと融資も受けながら経営をされてきたのではないかなと思います。特に旅館等においては、この先、旅行支援などがありますが、そういったものも徐々になくなっていくのかなというふうに思います。そうした中で、借金の返済だけは、しっかりとしていかなければならないんだというような状況にあるのではないかなというふうに思います。

そうすると、そうしたことを含めて、観光ということに対して期待が前よりももっと大きなものになるのではないかなというふうに思いながらいるわけです。

実は市の観光基本戦略の中でも、観光地域のお力を結集した総合産業だというふうに位置付けて、観光振興の経営的な価値の追求に加えて、シビックプライドに立脚した地域ホスピタリティをますます高めながら、まちづくりの視点を持って取り組むとしていることから、観光が地域経済を担う産業だと位置付けてあるのではないかなというふうに思います。そうしたことを思いながら、次の点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1つ目ですけれども、観光基本戦略を基にしたその取り組みと来年度の展望ということについて。「Deep Local、飛騨市を深化する」を戦略の柱として、飛騨市が持つ本質的な魅力をさらに磨き上げるとともに、ほかの観光地にはない価値を創造し、それを効果的に発信することで、訪れた方に感動を与えられる観光地を目指し、地域資源を活かした観光振興として、観光ガイドの育成強化、滞在型体験プログラムの拡充など、関係人口との交流によるまちづくりに取り組む。

2つ目に観光マーケティングの強化として、市場調査と定期的・継続的な分析を行い、旅行ニーズを常に把握し、効果的な観光施策を展開する。

3つ目にパブリシティの獲得を中心とした戦略的なPR活動。

4つ目にバリアフリー環境、OTA予約受付など受入体制の強化。そして、アフターコロナに向けた新たな旅スタイルへの対応、これらを5分類の具体的な推進施策とされていますが、これらへの取り組みはどのような状況になっているのかお尋ねをいたします。

また、取り組んできた結果として、あるいは取り組みの状況を確認する中で、来年度に向けどのような施策展開を考えているのかお尋ねしたいと思います。

次に観光協会の現状と今後についてということで伺いたいと思います。飛騨市観光協会を中心に地元事業者の皆様とスクラムを組み、地域で稼ぐを基本として、マーケティングやプロモーション

ョンに加え、薬草プロジェクト、広葉樹の森、食のまちづくりなど、新たな地域資源を活用した地域消費の拡大に向け取り組む。施策を推進するための外部人材の登用の必要性については、観光協会内で検討してもらいたい。これは、令和3年9月議会での部長の答弁ですが、観光によってまちづくりをするのなら、地域外から人を呼び、お金を落としていってもらえること。そのために住民やまちづくり団体、金融機関、地元の商工会・商工会議所やそういった方々との連携は欠かせないと思います。その中心を担うのは観光協会であってほしいと私は常々思っています。

しかしながら、観光協会の現状について、事務局職員が交代されたこともありまして、そこまで手掛けるのは厳しいのではと推測しています。観光協会は地域の観光・交流産業の活性化に寄与する法人として期待される中で、今どのような状況にあるのでしょうか。

令和4年度はこれまで以上に観光課との連携を密にして、観光基本戦略に掲げる観光人材育成を進める中で、観光マーケティングの実施主体となる組織力の強化と民間経営意識の醸成に取り組んでいくとしていますが、このことも含め観光協会の現状を市はどう捉えられているのかお尋ねしたいと思います。

これは観光協会がしっかりと強くなって、業務がしっかりとできていくということになれば、市の業務改善、効率化を推進する上でも、観光協会は重要な役割を担ってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その点も含めて、お考えをお尋ねいたしたいと思います。

次に総合政策審議会の説明資料の中に、これからの誘客の核となる観光施設の魅力アップ。かっこで古川町市街地の観光関連施設の再配置。こうした表記があるのですが、具体的なイメージというのは、どのようなものなのか伺いたしたいと思います。

4点目、JR高山本線駅トイレの閉鎖についてということですが、JR高山本線の幾つかの駅のトイレが閉鎖されております。こうしたことについてどのようにお考えなのか。JR東海グループとヒダスケ！が連携し、杉崎駅を接点とした関係人口の創出実証実験を行うとの報道があります。トイレの扱いなど、こうした実証実験の中で、議論というか、対象になっていくのかお尋ねをしたいと思いますし、杉原駅はトイレがないんですけれども、トイレがないといいますが、閉鎖されておりますけれども、そのことによって見えにくいところ、見えないようなところで、環境衛生上あまり好ましくないような状況も見受けられます。こうしたことも含めて、駅トイレの整備についてどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

また、人口減少や少子化、高齢化によって、JR利用が減少し、資産整理をしなければならないような状況になったのかというようなことも推測するわけですが、公共交通の中で、JR利用について、飛騨市公共交通会議ではどのような検討がなされているのかも伺いたしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

観光についてのお尋ねでございます。私から1点目の観光戦略の一部と、2点目の観光協会につきましてご答弁を申し上げます。

1点目の観光戦略の件ですが、個別のご質問の前に飛騨市の観光振興の考え方についてお触れ

になりましたので、改めてご説明をしておきたいと思います。

冒頭、商工観光部長が「飛騨市は決して観光産業の町ではない。」と発言されたことつきましてのお話でしたが、これは私が申し上げていることでございます。

これまでも市政ゼミナールとかいろいろな場でこのことは申し上げてきたのですが、あるいはいろいろな他の町を訪問しますと、飛騨市の主要産業は何ですかと聞かれるので、「観光ですか。」と聞かれるので、「観光ではありません。」とはっきりと申し上げています。

これはデータを見ると一目瞭然でございます、飛騨市の中心産業は何か、意外と簡単に答えられないのですが、製造業です。飛騨市の製造業の就業者割合は31%で、圧倒的に一番のウエイトを占めています。市内総生産でも32.2%です。

一方で、宿泊・飲食サービスの就業者割合は9.5%。製造業が31%に対して9.5%。そして市内総生産の割合は3%でありまして、製造業が32.3%に対して3%です。これを見れば、飛騨市が観光産業の町ではないという事は明らかであります。

それで、高山市や下呂市は、宿泊・飲食サービスの就業者割合は16%～19%。市内総生産が7%～9%という事でございます、これも実はさほど大きなウエイトではないんですけれども、イメージとして観光という感じになっているという事です。いずれにしても飛騨市にとっての主要産業が観光ではないということは、これは事実であるというふうに思っております。

しかし、それでもなお、私が観光振興を重視しておりまして、一丁目一番地だと申し上げているわけでありまして。その理由は3つございます。

まず1点目は、人口減少下で何もしなければ消費や経済規模が縮小していくわけでありまして、地域外から消費を呼び込むことができる産業というのが大事である。観光はそのうちの1つであるという事です。

2点目は、地域の資源を多くの方に見て楽しんでもらうということが、ふるさとへの誇りと町の元気を生み出して、市民の定着、UIターン、移住定住につながると思っているからでございます。

3点目は、観光は、あらゆる市民が加わることができる産業でございます、観光振興に取り組むことが飛騨市のまちづくりにつながると、このように考えているからでございます。

飛騨市における観光の存在意義はここにあると考えておりまして、それゆえに市長就任時に観光振興は市政の一丁目一番地であると申し上げ、以降、一貫してまちづくりの視点を重視して、観光振興に取り組んできたというところでございます。

実際の誘客の上でも、高山市や下呂温泉、白川郷といった我が国を代表する巨大な観光地に隣接する中であって、市の個性を発揮していくためには、まちづくり活動を通じて、飛騨市にしかない地域資源を掘り起こして、そのブランディングを進めて、飛騨市らしさを徹底して追求していくということが不可欠でございます。

それで、こうした認識を強く反映したのが、一昨年度末に策定した飛騨市観光基本戦略であるということでございます。飛騨市にしかない特色ある観光資源の開発。そして観光マーケティングの導入を大きな方向性とした上で、それぞれの柱の下に具体の施策を進めているということでございます。

観光戦略のご質問については、商工観光部長より答弁させますけれども、こうした考え方に基

づいて観光に取り組んでいるということを改めてご理解いただきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

それで、2点目の観光協会の現状と今後につきましてのご質問でございます。飛騨市観光協会につきましては、お触れになりましたとおり本年度3名が退職をいたしまして、現在新たに2名を雇用し、新体制の下で、まちづくり観光課と連携を密にしながら、様々な観光振興施策を進めていただいているというふうに認識しております。

この飛騨市観光協会なんですが、観光プロモーションの組織と思われがちですが、実態的には、まちづくりを主体的に行う団体であるという点に特徴があると思っております。先ほど申し上げたように、これは宿泊・飲食等の観光関連サービス産業の事業所が極めて少ない中で、観光業に関与していない方も含めて、あらゆる業種の方々が会員となってきたという歴史がその背景にあるのではないかと考えております。ここが、観光誘客に特化した飛騨・高山観光コンベンション協会とか、下呂温泉観光協会とは決定的に異なる点であると考えております。もちろん、いわゆる営業活動も行われておまして、こちらは事務局職員が中心となって行っておられ、民間の会員の方々はまちづくり活動を中心になって行われているという構造になっているのが飛騨市観光協会だと、このように理解しております。

その上で、観光協会の課題について考えてまいりますと、まず、まちづくりの状況ということになります。こちらについては、神岡支部においては、花火や食のイベントなど商工会議所等と連携した活発な活動が行われていますし、河合・宮川支部では天生県立自然公園や池ヶ原湿原を中心とした自然環境保全に関する活動が進められています。

しかし、古川支部については、かつての古川町観光協会が、現在の古川町の基礎となるようなまちづくり活動に取り組んでこられた実績はあるものの、現在のまちづくりの取り組みはやや弱くなってきているのではないかなというふうに感じております。

また、観光プロモーションについては、協会職員が中心になってやるということになりますけれども、協会職員の知識や経験がまだ浅く、お客様のニーズを踏まえたプロモーションがまだまだ弱いということが以前より課題となってまいりました。この分野については、比較してまだ市役所のほうが一日の長があると考えておまして、そうした認識の中で今年度4月から10月まで、飛騨市観光協会から職員1名を研修生として受け入れまして、市の観光施策の進め方やマーケティング、さらには効果的な情報発信手法を学んでいただいた上で、11月より観光協会でも、協会全体のスキルアップに努めていただいているところでございます。

それで、昨年度観光協会の役員が一新されておりますし、会長以下、稼げるまちづくりに取り組もうと強い意欲を示されていらっしゃいます。地元事業者と皆様とスクラムを組んで、さらなる地域資源を活用した取り組みを進めていただくことを大いに期待しているところでございます。

こうしたことも踏まえまして、市としては引き続き観光協会と密接に連携しながら、観光協会が地域の中核として、様々な施策を牽引できるよう全面的にサポートしながら機能強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、私からは、まず1点目の観光戦略を基とする取り組みと今後の展望についてお答えいたします。まず、飛騨市観光基本戦略につきましては、飛騨市が持つ本質的な魅力をさらに磨き上げるとともに、市民の皆様のホスピタリティの高さを活かした市民が語る観光や、様々な体験プログラムの提供を通じ、地域との関係性を強くすることで、ほかの観光地にはない価値を創造し、それを効果的に発信し、訪れた方に感動を与えられる観光地を目指すものであります。

施策の1つ目、地域資源を活かした観光振興につきましては、これまで磨き上げてきました薬草、広葉樹、食などの地域資源に加えまして、新たに池ヶ原湿原などの自然資源も含め、お客様に体感していただける体験プログラムや旅行商品の造成に努めております。

2つ目の観光マーケティングの強化につきましては、毎月、市内の入込客数や宿泊数を分析し、お客様の動向を把握した上で、飛騨漬けキャンペーンなど効果的な施策を展開しております。

3つ目の戦略的なPR活動につきましては、ターゲットを絞ったSNSでの情報発信をはじめ、パブリシティの活用、さらには映画・ドラマの誘致などに取り組んでおります。

4つ目の受入体制の強化につきましては、ガイド人材の育成をはじめ、電子通貨やOTAの普及促進、さらには各種案内看板の補修等を計画的に進めております。

5つ目の新たな旅スタイルへの対応については、アフターコロナに向けた観光施設の改修、アウトドア需要の獲得強化など、お客様ニーズを踏まえた対策を講じております。

なお、令和4年10月末の飛騨古川の古い町並みの入込客数は16万人となっておりまして、令和3年と比較しますと204%となっておりますが、コロナ前の平成30年と比較しますと73%でありまして、まだまだお客様が戻ってこない状況でございます。このため、来年度につきましては、引き続き様々な誘客対策を進めるとともに、お客様にとって居心地のよい町となるよう市内サービスの向上も図っていきたいと考えております。

次に3点目の古川町市街地の観光関連施設の再配置についてお答えいたします。観光関連施設の再配置につきましては、飛騨古川まつり会館、飛騨の匠文化館、まつり広場を中心としたエリアのサービス向上を検討するというものでございます。

コロナ前の平成29年に実施しましたお客様アンケートでは、訪れたお客様の98.2%がまた訪れたいと回答しておりまして、主に町の雰囲気や景観が素晴らしい、市民の皆さんがとても親切という点が評価されております。

一方で、飲食店が少ない、テイクアウトできる店が少ない、気軽に休憩できる場所がないなど、改善を求める声もあったため、本年度、改めて町並みデザインの専門家や飛騨古川に訪れたお客様にヒアリングを実施した結果、同様の意見をいただいております。

特に町の観光拠点である飛騨古川まつり会館のさらなる入館促進のためには、周辺に人が滞留し、にぎわいが生まれるような、カフェや休憩所スペースが必要ではないかとの意見もありました。さらに、開館後、全くりニューアル等が行われていない飛騨の匠文化館の再活性化を求めるご意見、三寺めぐり朝市の方々からは目立たない場所にあることの改善を求めるご意見、味処古

川の存在意義をどのように位置付けるのかといった課題などもあります。

こうした意見や課題を踏まえ、令和5年度から市内観光事業者等と連携し、このエリアにどのような機能が必要かを検討し、それぞれの施設のあり方についての考え方をまとめていきたいと考えているところでございます。

次に4点目のJR高山本線駅トイレの閉鎖についてお答えいたします。駅のトイレのあり方につきましては、基本的には所有者であるJRにおいて判断されることではありますが、全国的に経費節減の観点から無人駅においてはトイレの廃止が進んでいるものと認識しております。

また、JRにおいては、現在は普通列車にもトイレが設置されていることから、お客様への最低限のサービスは維持できていると考えられておりまして、新たなトイレの設置は困難な状況にあるものと認識しております。

なお、ヒダスケ！を活用した杉崎駅の活性化につきましては、新たな飛騨市の観光名所となった御所桜をさらに盛り上げるために、JR東海、市と連携し、地域住民と一体となった取り組みを進めるものでありまして、トイレなどのハード整備は想定されておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは、4点目のご質問のうち後段部分、JR利用について飛騨市公共交通会議ではどのような検討がされているのかという点についてお答えします。

全国各地におけるJR駅トイレの廃止が、利用者の減少が原因とのお考えからの利用者増加対策という観点でのご質問かと思えます。

市では、JR高山本線が市を横断する重要な公共交通の幹線と位置付け、これまでも高山本線の運行を軸としたバス路線の設置やバスダイヤの編成等を行ってきたところです。

しかしながら、市公共交通会議として高山本線自体の利用促進を目的とした議論や取り組みはこれまで実施したことがなく、JR東海には、本市公共交通会議にも参画いただけていないというのが実情です。

一方で、ますます高齢化が加速する中で、生活上の移動手段の存続は地域の重要課題であり、JR高山本線についても、その利用促進により、存続を図っていくべきことは言うまでもありません。このため、今後はJR東海にも同会議へのご協力を仰ぎながら、公共交通全体の中で、利用者増加対策についても検討していきたいと考えているところでございます。

なお、先日、お隣の富山市では、今年度実験的に実施した65歳以上の富山市民が、富山駅から猪谷駅間の高山本線を100円の運賃で利用できるシニアおでかけきっぷを、来年度からは通年販売を行うことを決定したと承知しております。こうした取り組みについても大いに参考になると考えており、今後、関係機関と協議の上、同様の取り組みが実施できないかを検討してまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○2番（水上雅廣）

観光全体のことについてお伺いをいたしました。JRの関係ですけど、今ほど総務部長からご答弁をいただきました。富山の例も挙げられましたけど、確かにお年寄りが多くなると、JRの利用が、なかなか駅まで足を運ぶのも厳しいとかということがあるかもしれませんが、その辺りのバスを含めていろいろとご検討いただいて、何とかJRの利用で、しっかりと公共交通体制を作っていただきたいなというふうに思います。特にお年寄り、私もそうですけれども、どうしても出るときに車に頼りますけど、今はひょっとするとガソリン代よりも運賃のほうが安いくらいになるかもしれないですね。そういったところにちょっと支援をしていただくと、利用する側の感覚もちょっと違ってくるかなというようなことも思ったりもするものですから質問させていただきましたけど、ぜひ、この辺はご検討いただきたいなというふうに思います。

それからトイレなんですけど、杉崎駅は社会実証実験ということで取り組まれている。トイレはハード事業、今はハードのほうは対象にはなりませんという感じでしたが、杉原駅あたりは、やっぱり鮎釣りのお客さんが結構いらっしゃってご利用されるので、やっぱりないと、近くの民家や、あるいは、まんが王国とかがありますけれども、なかなか急なときには大変らしい。それから女性のお客様、鮎釣りの方も結構いらっしゃって、あそこには種鮎とかが置いてあるものですからどうしても固まるんです。なので、何とかそのあたりをちょっと考えていただけないかなというふうに思います。これはあまり環境衛生上、本当にあまりよろしくない状況になっているということも思いますので、そのあたりもう一度、ご答弁いただきたいと思いますけれど。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今の点ですが、むしろ鮎のほうの話としてお答えしたいんですが、今年もいろいろとお話をさせていただいて、鮎釣りの方のトイレの問題をどうするのか。実はやや議論になりまして、桑野の昔の小学校の体育館のところは直して開放しているんですが、今のところまだあそこだけです。から、もう少し、例えば、塩屋周辺とか、今おっしゃったような杉原周辺、あの辺りにもやっぱり要るのではないかという議論は現実にございます。

それで、仮設でいくのか、別の形で行くのか、あるいは杉原駅に置くことによってそれが解決されるという考えもありましょうし、これは鮎釣り客の快適な環境整備という中で検討していきたいと思いますので、その問題意識は持っておりますので、まだ、来年度予算の中で十分に議論できていないんですが、これについては引き続き漁業協同組合なんかともよく相談しながら話していきたいと思います。

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。ぜひ、その方向で。方向というか河川美化のこととかもあるものですから、ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、観光の関係ですけど、観光協会の関係。いろいろとお話をいただきました。やっぱり冒頭にも申し上げましたけれども、観光協会が中心になってまちづくりであるとか、いろいろなところのDMOというのがありますけれども、そこまでのことは思いませんけれども、でもああいった仕組みを流していこうと思って、市長が先ほど言われたまちづくりを中心にしてやってい

きたい。これが市の観光振興ということであれば、なおさら観光協会を中心にして、そういう組織というか、まわしをして欲しいなと私は思うんです。

それで、先般、商工会や商工会議所の方ともちょっとお話していて、やっぱり一緒になって取り組んでやっていきたい。それが商店街とか、宿泊施設とか、そういった方々が、例えば実際の経営活動とかにもつながっていくのではないかなということをおっしゃいました。そんなことを思いながら特に神岡、古川については、先ほど市長はいろいろと難しい中で、今のまつり広場、まつり会館や匠文化会館、味処古川、そういったものをもう1回見直しをして、しっかりと集客ができる、滞在期間を伸ばせるような方向に取り組みたいということで私は理解をさせていただきました。そういうことだろうと。

あと、神岡なんですけど、神岡は今、カミオカラボとか、資料館の再構築といいますか、組み立て直し、江馬館もありますし、あそこはいろいろな素材がやっぱり多い。それはガッタンゴーも含めて、今はちょっと違いますけれども、鉾山の歴史から始まった町なんだろうなと思ったときに、何とか町なかに空き家活用でもいいんですけど、今のカフェを含めたようなコミュニティ施設みたいなものを、ちょっと作っていただきながら、そこに全体的な資料展示みたいなものをしていただいて、全体が分かる雰囲気を出しながら個々のところへ誘導していけるような、そんなことをやっていただけたらいいのではないかなというふうに思うんです。

その中で、観光協会の職員のことにも触れられましたけれども、できれば、前にもちょっと議論をさせていただいた支援員とか、それから地域おこし協力隊、そういった方にちょっと担い手になっていただいて、そういう仕組みを作ってもらえないかなというようなことをちょっと思ったりもするんです。そういうふうに育てていただいて、いずれは観光協会の職員といいますか、そういうところで活躍をいただくような流れをちょっと作っていただけると、あそこの空気も変わったり、町なかもちょっと空気感が変わってくるのではないかなというようなことを思うんですけれども、そういったことについてはいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、神岡の中に拠点があって、人が常駐していて、もちろんおっしゃったようなカミオカラボ、鉾山資料館、江馬館、ガッタンゴーもありますし、本当に藤波八丁あたりからあの周辺は非常に景観がいいところ。

それから、もちろん船津の町の中、川西地区もそうですし、全体をご案内できるような形が取ればということは、議員がおっしゃったように、私自身もかねてからそういったことができればいいなと思い強く思っています。

観光協会の神岡支部の常駐職員を置いて事務所が置けないかと議論も一般質問でもあったと思いますし、そうした議論も今までもありますが、申し上げたようにちょっとまだ観光協会本体の体制がなかなか固まらないということもあって、議論が進んでいないというのが今の現状です。思いは多分議員と同じでありますので、非常に神岡の町も評価が高まっておりまして、先日も飛騨市ファンクラブのツアーが神岡でありましたが、大変ご好評で、今までこんなに面白い町だと知らなかったというご意見が随分ありまして、その意味でもかなり大きなポテンシャルがあると

私も思っていますので、何とかこれからまた観光協会の体制整備もありますし、神岡の場合は神岡支部、商工会議所、NPOがみんな一体となっていますので、地元の皆さんにもよくご相談しながらそうしたところを置くということについて、大いに前向きに検討して、その中でまず議論して、どういうやり方があるのかということのをしっかりと話し合っていきたいと思えます。

○2番（水上雅廣）

ぜひ、そういう考え方で、あそこは飛騨市の中でどこが、ここがとかということはないですけど、やっぱり元気なところがいっぱい出てくれば、それも地区の塊として出てきて、団体と団体のつながりが強固になってやっていけるというような自信につながってくれば、いろいろなところに波及して行って、皆さんのスキルもそうですし、精神的なことも盛り上がってくるのではないかなというふうに思えますから、ぜひ、そのあたりちょっと新年度に向けて努力をしていただきたいなと思えます。

あと、観光協会はまつり会館の指定管理を受けていらっしゃるんですけど、そちらに勢力が集中してしまって、ほかのところがみたいなことをちょっと思ったりもしますし、それから観光協会の職員の環境なんですけど、あの中スペースではちょっとかわいそうではないかなと正直に思うので、できれば、市が少し手を貸していただいて、もう一度、別のところでしっかりと協会の職員が人様と接しやすくなって、行った人も訪れやすくなるような、そういう環境づくりに少し手助けをして欲しいなと、できないかなというふうに思いますが、その辺りについてお考えを聞かせていただきたいと思えます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

本当に狭い事務所で、密になって仕事していらっしゃるし、観光での人の動きがなかなか見にくいので、確におっしゃるような課題があると思えます。

ただ、議員もご承知のとおり、そこに至るのは、いろいろな経緯があつてそうなっております、結果としてそれがよかったかどうかという議論になっているんだということですから、それを、またどういふふうに見直していかないといけないのかということは、過去のことは過去のこととして置いておいて議論しなければいけないのだろうなというふうに思うわけです。

先ほどあのエリアの再配置の話がありましたけども、私自身もその中では議論ができるのではないかと実は思っております、いろいろな案がこれから出てくると思いますが、まちなか観光案内所があるわけで、本当は観光協会と一体になっているのが一番望ましくて、かつても大横丁の旧の野七商店跡に観光案内所があり、円光寺の前に観光協会の事務所があるというのはどうにかならないものかという議論も現実にあります、そうした観点もあろうかというふうに思えますし、味処古川の機能ということを考えてときに、あそこに何かの機能があるということも1つの選択肢でしょうし、また匠文化館をどう捉えるかということもあります。そうしたいくつか使える建物、置くといい建物というのがありますので、どこにどういふ機能を置くと効率的なのかということ、まずはよく関係者の皆さんと議論してみたいということでもあります。

ですので、固定化してそのまま考えるということではなく、最も効率的で、プロモーションということも先ほど申し上げたようにありますけども、何といたってお客様の空気が感じられて、

やるべきことが体感できるということが一番大きなことだと思っていますので、その観点の中でどういうやり方がいいのかということ为先入観なしに議論していきたいということでございますのでよろしく願いいたします。

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。今日のことを含めて何とか新年度予算に向けて、ご議論をいただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

10月に総合政策審議会が開催されまして、その資料の中に若者世代が住みやすいまちづくりとして、民間事業者による宅地分譲整備への支援というのがあるんですけども、これはどのような考え方で、どういうふうな方針なのかということをお伺いしたいと思います。このときに今計画を作っていらっしゃると思いますけれども、都市計画マスタープランであったり、既存の地域住宅計画なんですけれども、そういったものとの関連性がどうなのかなということ、お伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、民間事業者による宅地分譲整備への支援の考え方についてお答えいたします。人口流出の抑制や定住促進は長年の課題であり、特に市の将来を支える若年世代の近隣市等への流出につきましては、対策を講じる必要があると認識しております。

市外に住居を新築された若年世代に聞き取り調査を行った結果、核家族化等により新たに住居を構える方々は、低廉かつ利便性の高い土地を求めて郊外に住宅を新築する方が増加する一方で、市内には住みたい条件が整った売買物件が少ないため、市外に選択される傾向があることが明らかになりました。

若年世代が住みたい条件とは、1つ目に低廉でローンが組める程度の価格であること、2つ目に上下水道などのインフラが整っていること、3つ目に祭りなどの地域コミュニティの負担が少ないことなどのご意見をお聞きしております。

これらの条件に適していると考えられる郊外の地域では、後継者不足等により農業を辞め、売地として出されている土地が増加していますが、敷地造成等に多額のコストがかかるため、農地の状態で売られていることが多く、1区画の面積が非常に大きいため、土地価格や宅地造成費が大きな負担となり、若年世代にとって手が出しにくい状況となっております。

このような課題を解消するための一手法として、若年所得層が取得しやすい小区画の宅地を整備し選択肢を増やすことが、若者の住宅ニーズに即した対策であると考えます。人口減少が進行する中、市が区画整理を行い、大々的に住居誘導を行うことは財政的にも大変厳しいため、民間事業者による小規模の宅地分譲地の整備を支援することとし、住宅の需給状況に合わせながら必要に応じて住宅用地を提供していくことが望ましいと考えます。

現在、民間事業者等に聞き取り調査を行った結果を踏まえ、宅地分譲地情報のマッチング支援や購入にかかる支援制度などのあり方について、令和5年度の政策協議において現在検討を進めているところでございます。

次に、都市計画マスタープランや飛騨市地域住宅計画との関連性についてお答えします。現在、策定中である都市計画マスタープランにつきましては、人口減少等の社会情勢を踏まえ、住居地域などの用途地域の拡大は考えておりませんが、住宅に関する方針の記述の中で、宅地分譲整備への支援について盛り込むよう検討しております。

また、飛騨市地域住宅計画につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用した住宅施策として、令和2年度から令和6年度までの5か年計画で、市営住宅の供給の維持や定住促進のための補助制度の実施などを位置付けております。

今回検討しております民間宅地分譲への支援につきましては国の補助対象とならないため、直接計画に盛り込む予定はありませんが、本計画の目標に設定された市内での住宅取得及び定住促進を図るための有効な支援策であると考えております。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○2番（水上雅廣）

民間による小規模宅地分譲みたいなのを推進していきたい。そんな考え方だということでお聞かせさせていただきました。都市マスタープランの中では、用途地域の拡大をしないといけない。これはもうしょうがない、しょうがないというか計画上そうなんでしょうけれども、懸念するのは、農業振興の関係とか、そういったものもしっかり整合性を取っていけるのかなということをご心配しないわけではないんですけど、そのあたりについてはどのようなお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

その点につきましては、やはり今そこが一番の大きな課題というふうに考えておきまして、農林部局のほうと協議しながら、農地の保全をしていく農地とそうではない農地の仕分けというものを、農林部局のほうで検討していただきながら調整を図ってまいりたいと考えています。

○2番（水上雅廣）

売り出されるところがあって、大区画を小区画に細分するようなことを民間に任せて、そこを支援していきたいという考えで、それは、それでやっぱり民間でやっていただくべきだなというふうに思っています。

農業振興の関係とあとそれが地域にとって虫食いにならなければいいかなとも片方で、何て言うか、転々と展開されてしまって今度は逆に農地が使いにくくなったり、先ほど部長も言われましたが、前から今の農地については3区分くらいに、しっかりと検討しながら進めていきたいということもお話があるわけですから、そうしたところともしっかり整合性が取れるような形で、この事業をしっかりと進めていただければいいのかなというふうに思いましたので質問をさせていただきました。

それでは、3つ目の市民病院の関係でお聞きいたしますけれども、先般、市民病院の医師と看護師住宅のことについてお話があったわけですが、医師住宅については築27年、経年による劣化とそれから昨年の雪の重みで屋根が破損してしまった。看護師住宅は築29年で経年の老朽化、それから屋根材の劣化、側面の雨樋が落下したというようなことがある中で、施設担当職員が建築の技術職でなくて、専門的な知識が乏しいことや、担当業務が多岐に渡り、修繕対応に手

が回らないことから定期的なメンテナンスが行き届かなかった。こうしたこともあって民間に、それなりの住環境を整えた賃貸住宅を整備してもらって、それを借り上げることで業務の軽減とコストの削減を図っていききたいというお話でありました。

お医者さんや、医療従事者の方々の確保対策に苦慮されて、努力をされていることも分かっていますし、これが重要であるということ、それから住環境を整える、それも重要なことであるということは、私も分かりますし、多くの市民の皆さんに分かっていただけるのだろうなというふうに思います。

ただ、メンテナンスが行き届かなかったということについては、ちょっと私は「ん。」と思うわけです。なぜ、病院管理室だけがこういうメンテナンスについて困ってしまわなければならなかったのかなということをし少し思ったわけです。

例えば、振興事務所や本庁で手助けをしながら、雪下ろしについてもやることができたのではないかなど。ほかのところでも振興事務所が雪下ろしについて行ってやっているところもあるわけですし、修繕のことについて言えば、都市整備課も相談があれば、ちゃんと対応してくれたのではないかなというふうに思うわけですし、今でもそういうふうにはほかの多くの施設をやっているのだろうなというふうに思っていますので、この辺りについてどういうことだったのかちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、今の住宅の利活用の方針ということですがけれども、私、前の定例会のときに公共施設の今後について少しお聞きをしました。そのときに財産の整理についてお聞きをしたんですけども、医師住宅とか看護師住宅については特に触れられなかったというふうに記憶をしております。触れられなかったというのは、再改変ですとか、譲渡とか、普通財産への移行というところには触れられなかったなというふうに思っています。加えて令和3年の3月に策定をされております公共施設の個別施設計画では、これら2つの施設については、標準耐用年数を超過していますけれども、重要な役割を果たす施設であって、管理を継続し、躯体や内装、空調など計画的に予防保全をして長寿命化を図っていききたいんだというふうになっております。そういうことを含めて、この新たな住宅が確保された後に、今ある医師住宅ですとか、看護師住宅の利活用については、しないのかどうか、する気があるのかどうか、そういった方針についてお伺いをしたいと思います。

最後になりますけれども、火災跡地に将来的に医療従事者の皆さんの住宅のようなものを整備していききたいんだというふうなお話もありましたけれども、何せ地形が地形ですから、概算でも示されましたけれども、そこそこのものになると思います。その中で今ある建物の撤去、それから擁壁、そういったものにどのくらいかかるのかなというのが、やっぱり疑問として出てくるので、その辺のあたりをお聞きしたいと思います。

もう1つは買い物の利便性等々がよいと商店の活性化などにも資することができるのではないかなというふうなことから、あそこというお話ですがけれども、逆に駐車場としての利用と言いますか、そういうことはなくていいのかなということも、反対に思ったりするものですから、それともう1つは、どうしてもあそこでなければ適地ではないのか、適地はほかにはないんですかというふうなこと含めてお聞きをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

それでは、私からは1番と2番についてお答えさせていただきます。

初めに1番のこれまでの管理状況についてお答えします。公共施設の長寿命化の実現には公共施設管理に共通した修繕マニュアルなどにより、屋根や外壁、内装や配管といった箇所ごとの定期的な修繕が実施されることが理想ですが、現状ではその時々各担当者の判断に委ねられていることから、破損等が発生してから修繕で対応するケースが大半となっているのが実情です。医師住宅や看護師住宅も同様であり、建設後、大きな維持修繕工事が施されないまま現在に至ったことが施設の劣化を早めている原因と考えられます。

病院施設におきましては、議員のご質問にもありますとおり、これまでも振興事務所や都市整備課の支援、協力を受けつつ施設維持や修繕対応を実施してきておりますが、やはり中心になるのは病院事務局の職員であり、業務多忙や人員が少ない中で、維持管理を継続するには限界があります。

例えば、医師住宅の屋根についても、形状が複雑で勾配も急なため、融雪装置を頼ってきたわけですが、破損を未然に防ぐタイムリーな修繕を病院事務局で判断していくことの難しさも感じています。加えて、病院本体も平成2年に供用開始されてから32年が経過し、ボイラーや空調設備の不具合は頻回に発生しており、修繕自体は専門業者に依頼することが多いとはいえ、患者を最優先にした現場対応の中での設計事務に担当職員は忙殺されているのが実情です。

さらに、病院は市役所と異なり労働基準監督署の監督権限が及ぶ事業所であり、届け出ている36協定を事務職員に遵守させるだけでも精一杯な状況である現状を踏まえ、業務のアウトソーシングは当然取り組むべきものであり、少なくとも労働基準監督署の監督権限におかれる同じ立場の一般企業の方々には十分ご理解いただけるものと考えております。

現在、振興事務所が主体となって進めている火災跡地の医療従事者向け住宅の活用計画はもとより、他部署の応援をなお一層取り入れながら医療従事者に魅力を感じてもらえる住環境整備を進めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

続けて2番の既存住宅の利活用の方針についてです。今回の医師住宅等の整備については、建設当初とはライフスタイルが大きく変容する中で、居住対象者のニーズに合わせた住宅を確保するために行うものですが、その背景には、飛騨市民病院が長く直面している医師不足、看護師不足解消に向けた継続した取り組みを踏まえた戦略という側面があります。

例えば、令和5年度から養成が始まる日本地域医療学会の地域総合診療専門医研修プログラムに基幹型病院として申請し、研修を行う専攻医を確保することで、常勤医獲得につなげようとしております。この新たに訪れたチャンスをもにするためには、新たな住宅整備による魅力づくりを通じて少しでも可能性を高めたいという現場の必死の思いがあります。

特に大学医局の医師の引揚げにより常勤医師が3人となってしまった平成25年度の危機を経験している市民病院として、二度と同じ轍を踏むわけにはいかないという思いで、新たな住宅整備に踏み切る決断をしたことをご理解いただきたいと思います。

その上で、現在の医師住宅、看護師住宅の利活用についてのお尋ねです。市民病院としては新たな建物が整備されれば、現在の建物を利用する予定はありません。また、維持管理等のコストもかかりますので、基本的には取壊しになるものと考えております。

一方で、神岡町内では賃貸住宅需要に対して供給量が不足していることから、社会福祉法人による外国人介護士等の採用に伴い、既存医師住宅や看護師住宅を必要とする声も聞かれております。これに限らず、新たな医師住宅、看護師住宅が整備される段階で、もし利活用したいというご希望があれば、施設の譲渡等も含め、その対応を検討してまいりたいと考えております。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 登壇〕

□神岡振興事務所長（三井大輔）

私からは、3点目の火災跡地整備の目標工程についてお答えをいたします。火災跡地の活用については、神岡町各種団体、近隣町内会長宛てにアンケート調査を実施した結果、公園や広場としての活用、住宅用地、駐車場、観光商業施設の主に4つの提案がございました。

この結果を踏まえまして、それぞれの案について検討してまいりましたが、神岡町の最大の課題は中心市街地の高齢化と急激な人口減少であり、駐車場よりも住宅用地としての活用が将来的にも望ましいと考えたところでございます。この際、特に若い方がまとまって居住される集合住宅用地がより効果が高いと考えられるところでございますが、市街地の中心地で集合住宅が建設できることができる唯一の市有地はこの火災跡地しかございません。

加えて、飛騨市民病院存続と表裏一体の喫緊の課題である医療従事者向け集合住宅の整備を行うことは、医療従事者の確保に向けた大きな武器となるだけでなく、安定的な入居者の確保にもつながるものと考えております。

この整備については、研修医住宅、医師住宅と同様に民間事業者に建設をしていただき、長期間賃借する方法を考えております。議員ご質問の擁壁の改修及び既存建物の撤去費用については、市が実施した場合、約3,000万円の費用がかかると見込んでおりますが、これを集合住宅整備の一環として、民間事業者において一体的に実施していただくことで、より効率的かつコストの削減にもつながるものではないかと考えているところでございます。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 着席〕

○2番（水上雅廣）

病院の現状も聞かせていただきました。そうは言ってもやっぱり頼るべきは身内でしょうから、早めにちゃんと相談して、遠慮しているわけではないと思いますけども、相談できない環境であるわけでもない。電話1本でちゃんとできるんだと思いますから、このあたりは、しっかりと共同作業でお願いしたいと思います。

1つお聞きしたいのは、医師住宅B棟でしたか、軒が崩れ落ちているところ、それと看護師住宅の屋根のさびがものすごくて本当に目立つんですけど、将来どうしますと先ほど聞いたときの答弁は活用するようなことがあればという話でしたけど、しばらくは、まだ看護師住宅にお住みにならないといけない。医師住宅だって使おうと思えば使えるので、修繕する気というのはある

のでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

医師住宅については、この後、新しいものの整備というふうに向かっていく予定をしておりますので、現時点でB棟をすぐに修理するという予定はありません。

看護師住宅については、火災跡地の話がどのように進んでいくのかというのを見極めながら、あまりにも、先のことになるようでしたら、当然、必要な修繕というのは、加えていかなければいけないと考えています。

○2番（水上雅廣）

多分、病院の会計の心配もされているのかなというふうに思ったりもしないわけではないんですよ。やっぱりメンテナンスとかやっていくというと、それなりに費用もかかるし、病院の経営自体も変わってくるからということも思われてのこともあるかもしれませんが、私は医師住宅をどうする。あれを直してということもどうかなとも思いますけれども、もう少し早く検討して、使えるものは使ったほうがいいと思うので。看護師住宅については、やっぱり直さないとちょっとまずいでしょうね。それで、そう思ったときに、今の民間で造っていただくときに、今回の補正予算にも2,000万円ほど上げていらっしゃいますよね。これは見方を変えれば、建設補助的なものではないかなというふうに思うんです。そういうことができるのなら、必要な修繕にはちゃんと少し支援を、これはほかの企業会計の話もあるので、難しいところもあるのかもしれませんが、やっぱりニーズがあるので必要なら、そういうふうに一般会計のほうからの支援も少し考えてもいいのではないかなと、もしそこに問題があるならですけども、と思うんですけど、どうでしょうか。いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

必要なものがあれば、今のように一般会計のほうから、その分を繰り出すということは当然ありますので、企業会計の中だけで解決するということが課題になっているというわけではないというふうに思います。

それよりも今の看護師住宅のことも議論しているんですが、現に何とか使える状態でもたせられるときに別途の計画があるということで、今、佐藤局長からも答弁がありましたように、その時間とのすり合わせだけですから、当然、時間がかかりかかる。その間に直さなければいけないということで、それがもし病院会計に負担がかかれば、それは繰り出しなりで考えていくことですが、そこは柔軟に対応していくという方針でございます。

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。病院についても理解は一緒だと思うので、あとはやり方。

それと、最後に今は市民病院のお話をさせていただきましたけど、病院というか、医療のことで言えば、診療所の関係もありますから、同様にいろいろなことをご心配いただきたいなど。やっぱりいろいろな予算の関係含めて、事務方は事務方、先生は先生でいろいろとお考えもあると

思いますから、そういったあたりも病院事業と診療所を含めてお考えをいただきたいということ、これは要望になりますけども、申し訳ないですけども、そういうことを申し上げて、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時00分といたします。

（ 休憩 午後0時01分 再開 午後1時00分 ）

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

今回、私は大きく3つのことを取り上げたいと思います。初めにふるさと納税制度を市民によく理解してもらえませんかというタイトルでお伺いいたします。

市内のあちこちで言われたことがあります。ネコリパブリックへのふるさと納税利用に対して「猫だけ保護するのか、なんで犬はないの。」と、犬好きの方から。「動物より困っている所に予算をつけてよ。」その他、この猫に関することに対して、いろいろなことを聞いてまいりました。このことはふるさと納税の寄附行為というものが理解されていない証だと思いました。

ふるさと納税に対しては導入前も賛否両論がありました。税というものを控除して、よその地域にというか、いろいろなことが言われたのを、皆さんも思い出されると思います。

また、この施行後は、加熱する返礼品合戦に対しての問題がありまして、30%以内というお触れが出たのも、このふるさと納税制度の中でありましたね。こういった試行錯誤を経て、今現在があります。この人口減少の飛騨市にとりましては、ふるさと納税は低迷する地域経済活性化に大いに寄与しています。返礼品の業者さんたち、作られている業者さんたちを助けているということですね。その現実、私はしっかりと見なければいけないのではないかなと思っています。だからこそ、ふるさと納税という内容について、市民の協力や共感はとても大切であると思います。誤解されたままではいけないと思うんです。寄附行為なのに税という言葉が使われていて、それなら普通に徴収される税感覚になってしまい、ほかの予算と同様に、その使い道に対して、市民がプライオリティを言うのはうなずけるものであります。そういったことに思い至ると、ふるさと納税制度を市民の皆さんにしっかり理解してもらえれば、疑問、問題解決の一助になるのではないかと思います。市長の行政報告にも、来年度のふるさと納税の利用方策についても言及されておりましたが、寄附された方々の思いと、飛騨市民が納得できる使い道を示していくこ

とは、とても大切なことであると思います。同様な問題がマイナンバーカード制度についても誤解されている面があると思います。金融機関のひもづけに伴う誤解とか、健康保険証に医療機関が今、対応できていないところもありまして、過渡期であります。そういったことも、やっぱり説明していくべきではないかなと思います。そのことを踏まえて、私はお伺いいたします。1つ目、猫の話は市の方々もご承知していると思いますけど、対処はどのように。また、今後の誤解への対策はどのように考えていらっしゃいますか。

2つ目、市内の医療機関のマイナンバーカード対応状況を把握されていらっしゃいますか。そこでの問題点に対しては、対応していける体制を取っているのか。

3番目、このいろいろな施策や方針に対して、異なる意見はあつてしかるべき。しかし、基礎的なものがきちんと理解されないで議論するのであれば、いつまでたっても平行線。そもそもその議論の土俵にすら上がりません。説明責任の大切さをどのように考えて市政を運営されるのかをお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

△市長（都竹淳也）

説明責任というようなことにつきまして、るるご質問がございました。私からは3点目の、市政運営全般の説明責任というようなことについてお答え申し上げたいと思います。

市政を進めていく際に取り組んでいることをいかに的確に市民に伝えるかということは、私自身も最大の関心事と言っても過言ではないというところでございます。

施策によって伝え方というのは異なりまして、個別に周知をするというものもあります。また、市の広報を使って広く周知をするというものもございますし、新聞とかテレビとかのメディアを通じて報道してもらおうという形で伝わるというものもございます。内容によってそれを使い分けていくということが必要でありまして、それによつて的確に伝わるかどうかというのが変わってくると、基本的にはこのように考えています。

ただ、広報されて市民に届いたとしても、市の思いと市民の受け止めの認識がずれることがあると。議員のご質問はまさしくその点を指摘されたものではないかというふうに思いますけれども。考えてみますと、そうした案件には共通点があるのではないかと思います。それは、ほかの自治体で前例がないとか、あるいは世の中の今までの常識では捉えにくいという新たな施策は、そうしたことが起こりがちだと、このように考えています。

例えば、ご質問にございましたふるさと納税を活用した保護猫活動の支援というのは、まさしくそれでございます。ふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる市民活動の支援ということは、他の自治体でも一般的に行われているんですが、今回、飛騨市が取り組んでおりますように、ふるさと納税とか、企業版ふるさと納税の仕組みを開放して、自分たちの努力で寄附を集めていただいて、集まった寄附は全額交付するというような、ある種の目的財源を作るといったような取り組みは、全国でもまだまだ数が少ないという状況でございます。

さらに、それをソーシャルビジネスという企業活動として、つまり企業活動のベースですからその後は料金を取って運営していくことになるわけでありまして、そうすると市から一定の寄附

を集めて事業を開始する。その後には今度はまた料金を取ることに対してそれはどうなのかという議論が出てしまったりする。それは、一般的な今までの行政の常識、世の中の常識では想像ができないものですから、どうしてもその認識にずれ違いが起きるということではないかと思えます。

それから、先ほども葛谷議員の質問の中でも出てまいりました私立大学のC o - I n n o v a t i o n大学、C o I Uの支援も同じでございまして、これもよく市民の皆さんから「都竹さんあんたえらいことを始めなつたな。」というようなことを言われることがあって、「いや市がやっているわけではないんです。」という説明を、つい数か月前も家を訪ねてきた近所のおばちゃんにしたということがあったんですが、これを辿ってみますと、大学というものは行政がつくるものなんだと、逆に行政がコミットしなければできないものなんだという思い込みがあって、まして飛騨地域のような過疎地で大学ができるということは、当然市が関わっているのだろうという思い込みがあって、それが純粋な民設民営なものにも関わらず、市が関わって設立に至っているような誤解が生じているということではないかと思えます。

加えて、こうした事業規模が大きかったり、メディアに大きく取り上げられるものは誤解が誘発されやすいというふうにご考慮をございまして、そうした大きなものほど気をつけなければいけないということになってまいります。

加えて、市内で実際に散見されるわけですが、一定の影響のある方が事実や事業内容を確認しないまま、独自の文書とか、うわさ話をことさらに言って歩いて、そして誤解を助長するような思い込み情報を発信するということが現実にも市内でございまして、ゆゆしきことだというふうに思っております。そうしたことを助長するような動きもあるわけですから、やはり、きちんと説明していかなければいけないということは言うまでもないことであります。

こうしたものについても、当然市ではルールを踏まえて議論を重ねて事業化しているわけですから、当然、堂々と説明していけるといえるものばかりなわけでありまして。

ただ、それを端的に説明する。1人に対してものすごい時間をかけてではなくて、端的に説明するというのは本当に至難の技だということも痛感しています。

ただ、これまでの経験から申し上げますと、これを端的にやるにはどうすればいいかという、誤解されそうなポイントをことさらに強く、かつ、それこそ端的に発信するしかないのではないかとこのように最近思い至っています。

例えば、ふるさと納税の話。議員からも今お触れになったわけですが、ふるさと納税は寄附金であって税金ではないということをまずしっかり言う。

それから、今回の保護猫活動のようなソーシャルビジネス創出支援事業であれば、その目的のために集められたお金なんです。ですからそのまま交付するんですということを、やっぱりそこを端的に申し上げます。そしてC o I Uであれば、民設民営であって市は財政的な面も含めて運営には関与していないということを申し上げます。そうしたワンフレーズで言えるようなメッセージをしっかり伝えていくということしかないのではないかなというふうに思えます。

それから、この際あえて申し上げたいんですが、本来こうした点を深く議論するのが、この議会の場であるわけでありまして、率直な思いとして、一般質問とか委員会でもかなり丁寧に一生懸命説明はしているんですが、市民の皆さんには伝わらないものなんだということを本当に最

近とみに感じます。その点においては、ぜひお願いでありますけども、議員の皆様方におかれましても、ここでの議論をそれぞれの議員活動の中で市民の皆さんにお伝えいただけると大変ありがたいというふうに思う次第でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、1点目のふるさと納税制度にかかる市民の誤解への対処と、今後の対策についてお答えいたします。ふるさと納税については、議員ご指摘のとおり、全国的に返礼品競争が激化し、これまでにいくつかの自治体の取り組みが問題視され、ニュース等で報道されたこともありますが、飛騨市では従来より、ふるさと納税を単なる返礼品競争によって寄附を集めるということではなく、制度本来の趣旨である飛騨市の取り組みに共感して飛騨市を応援したいという気持ちで寄附をしていただけるよう、寄附の使途、メニューをより明確に示し、その活用実績も広く公開することで、日本一ふるさと納税をしてよかったと認めていただける自治体を目指すことを宣言し、ふるさと納税事業に取り組んでおります。

しかしながら、議員もおっしゃるように寄附金なのに税という言葉が使われていることから、税金と勘違いされやすく、こういった誤解から、議員ご指摘のふるさと納税を活用したソーシャルビジネス支援事業についても、一部の方から、飛騨市の税金を使って市外の事業者に多くの補助金を出しているのではないかとのご指摘を受けたこともございました。

この点については、先の9月議会の葛谷議員の一般質問で一部ご答弁させていただきましたが、市民の皆様への周知が不足していたことを反省し、ふるさと納税活用ソーシャルビジネス支援事業にかかる制度内容をお伝えするチラシを作成し、9月の区長回覧にて市民の皆様にお知らせしたところでございます。

回覧して以降は、特に私どもには同様のご指摘やご質問はいただいておりません。今後も引き続き機会を捉えて丁寧な説明を行なっていきたいと考えております。

また、併せまして、ソーシャルビジネス支援事業を活用し、実施している事業については、事業実施者との共有会議を適宜開催して進捗状況を確認し、その取り組み過程を市の広報紙やホームページなどを通じて広く報告していく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

2点目、市内医療機関のマイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入状況ですが、市直営施設では、週一日診療の診療所を除き対応済です。民間医療機関の対応状況は、医院25%、歯科43%、薬局54%となっています。医院に関しては、全国平均が31.2%で、当市は若干下回っており、十分な準備ができているとは言えない状況です。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認導入のメリットは、返戻レセプトの削減、患者の過去の薬剤情報や特定健診情報の共有による適切な診療、さらには総合的な診断が受けられるという点がある一方、デメリットとして、医療機関側には一定の費用負担や導入の手間がかかる。顔認証などシステムに慣れていない患者へのサポート等に課題があるものと認識しております。

これまで特段、民間医療機関に対して市からマイナンバーカード対応への働きかけなどは行っておりませんでした。令和5年4月には原則導入義務化ということもあり、市内医療機関に対応していただけるよう国の助成等があることも含め普及啓発に努めてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○12番（高原邦子）

どうもありがとうございました。やっぱり市長は内容によって説明とか使い分けるといことで、それはそのとおりでなんですけど、私はやっぱり誤解されたままではいけなくて、そう思う人はそう思っている。なんて思っておくと、ことわざで、嘘も百回言えば真実になるとかということがあって、頭の中がそのようなふうになってしまうとだめだなと思っているんです。

それで、ふるさと納税に対して、私はいろいろな飛騨市以外の県も遠くの人からいろいろな人に、とある具体例挙げると、ちょっと問題がありますけど、あるところが本当に飛騨市は一生懸命頑張っていて、なかなかまれな例であるので、何とかそれは維持できてくださいように協力してこないかと言って、よその方々にふるさと納税を私はお頼みしているんですよ。

だから、例えば、東京大学のそういった研究のほうにとか、いろいろ項目があって、そこにふるさと納税をされる方もいれば、別に否定はしませんよと言ってされる方もいると。私が大切に思っているのは、やっぱり、昨日ですか、ふるさと納税が過去最高になったとかテレビでも言っていましたけど、その返礼品が油とか、そういった身近なものになってきたとか何かテレビも言っていましたけど、返礼品というものもそうなんですけれど、先ほど森田部長が言われたように、飛騨市はこういうことを取り組んでいることに協力をお願いしてくださいという、そういった気持ちを、やっぱり出していくということが大切なんです。

でも、実のところ言うと、返礼品をいろいろ作っていらっしゃる市内の業者さんにとっては、経済的にとてもありがたい。新型コロナウイルス感染症で観光客が来なくても、それにちゃんと合うところで売れたりとかすることがあるので、これは事実としてもっていかなければならない。だから、私がなぜ市民にみんな分かってもらいたいと言ったら、市民の皆さんもそれぞれ県外とかいろいろなところに知人がいっぱいいらっしゃるんです。その方々にも頼んで飛騨市いいところなので、頼むからここを、とかというのに必要なものですから、飛騨市民は、このふるさと納税の仕組みを理解して、大いに盛り立てていったらどうかなと思っているんです。チラシでと言いましたが、チラシを読んでいない方、9月に出されたと。私、つい昨日もそうなんですけど、ここ最近、毎日のように必ず猫の話。古川でも、昨日は神岡でも、やっぱり聞いてきました。やっぱりそこをどうやって、やっていくかということなんです。だから、いろいろなところで職員さんたちが会ったりするときに、ちょっとあの話でこういうものだよということも言える。それで、ワンフリーズだけでしたか、それでパッパと言える感じでやっていくしかないのではないかなと。紙に書いて出したらそれでいい、それを読む人ばかりではないし、あとLINEとか、そういったのに出しても全部読む人ばかりでもないし、そうすると、やっぱり職員さんも課を越

えてやっていかないといけないのではないかなと思うんですけど、そこをもうちょっと知恵を出してやれないかなと私は聞いているんですけど、森田部長いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

おっしゃられるように、私ども市外の方々については、今の飛騨市の取り組みのことについて、結構大きくPRをさせていただいております。本当にリピーターの方もいらっしゃるものですから、そういった方には、こういった使い道で活用させていただいておりますということも、お手紙でお知らせをしたりといった取り組みをしております。

議員がおっしゃるように、市内の方々、市民の方々に取り組みの内容というか、誤解されないようなことを短いフレーズで言っていくというのも有効かなというふうに考えています。やっぱり一度だけではなくて、何回と繰り返しということも必要だというふうに考えていますので、今はいろいろな広報の仕方がございます。そういったところを組み合わせながら、市民の方々にもご理解をいただくようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（高原邦子）

マイナンバーカードのことで、保検証の代わりにするとかと今、言っていますよね。

それで、あるところに行ったら、マイナンバーカードでやると、普通の紙でやるより1円高くなりますよなんていう医療機関があって、歯医者さんだったかな。値段がマイナンバーカードでやると高くなりますよなんて言うところもあったので、やっぱりもう少し我々も勉強しなければいけないなと思うんですけど。

ただ、藤井部長が25%と言ったら4分の1ですよ。これは導入するのにやっぱりすごい費用がかかるんですか。それで、国も手助けすると言っているんですけど、そういったことも、医院、クリニックが4分の1で、歯科医が43%。そういったところに対してアプローチをかけていますか。まだ4月までだとか、10月までとかとそういうふうで、のんびりしていませんか。その辺、今は何をされていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ほどお答えさせていただきましたように、これまで民間医療機関に対しては、市からお話をさせていただいておりません。働きかけはしておりません。

したがって、来年の4月から運用がされるということでございますので、先ほど若干申し上げましたが、数字的に申しますと、国の支援につきましては、病院で1台導入の場合、事業費の420万2,000円を上限にその2分の1。診療所は補助基準とする事業費、42万9,000円を上限に実費補助ということになっておりますので、このあたりも周知しながら働きかけということをしていきたいなということと思っておりますし、今ほど申し上げた診療所につきましては、例えば、河合・宮川の診療所がございすけども、そちらのほうに導入済みでございすが、今ほど申し上げました、42万9,000円の中で収まっておりますので、100%の補助でいけておりますので、通常の診療所であれば、そういった形でできようかと思っております。

それから、スケジュールにつきましては、今月末までに顔認証付きのカードリーダーを申し込んでいただければ、何とか3月末までには運用準備ができて、来年4月の運用を迎えることができるというようなことで聞いておりますので、早速、医療機関のほうにも働きかけをしていきたいと思っています。

○12番（高原邦子）

よろしくお願いたします。いろいろと制度が変わっていくんですけど、使うようになったら便利になるというところもいいところ。デメリットもあるかもしれませんが、やっぱりこういう時代というか、流れというか、ついて行かなければいけないのかなというふうな思いでやっていますし、マイナンバーカードの作成に対しても、本当に日曜日返上でいろいろされているという努力も知っていますので、スムーズに保検証が使えるように導いてもらいたいと思います。

それで、先ほど市長も言われたんですけど、基礎のことが、話合いの土壌にならないということがありますが、今度、いろいろなことを書かれる方、配布物をする方が、東京大学とか東北大学の援助のことに関しても、また、ふるさと納税でするのはいかがとか、そんなことを言っているんですね。ですから、どうにかやっぱりそういった特定できる方がそう言っているのなら、説明に行ってみるというのも大事なと思うんですよ。言論の自由だけれど、あまりにも違ったことを言われていて、そのままにしておくということは、私は黙認しているのと一緒だと思うので、何も喧嘩しろとかそういうことではなくて、こういうふうに書かれているけど実はこうなんですよ。どうかその辺はというような感じで、できるだけ誤解が広がらないようにするのも1つかなと思うんですけど、市長、その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

本当に限られた方たちなんですけど、正直申しますと、今まで無視してきたということなんですよ。説明してみたところで、多分、変わらないだろうということもありましたし、影響力の範囲を考えると、さほどの労力をかける必要もということもありましたもので、ただ、お一人だけではなくて複数人そうした方もいらっしゃるんで、嘘も百回言えば本当になると、先ほど議員もおっしゃいましたけども、そういうこともあるのでちょっとまた個々の事案に応じながら直接説明したりとかいうことも考えていきたいと思っています。

○12番（高原邦子）

それでは、次の問題のほうに行きたいと思います。電力料金の値上げによる市内の各産業への影響の分析はどのようなものかということで、お伺いしたいと思います。

電力料金の値上げに不安を持っている旨の話をいろいろなところで聞きました。先月の7日の臨時会でも、指定管理施設の電力料金等の補助が認められました。指定管理施設も苦勞されている点は、本当に理解するものでありますけれども、一般の民間企業や小売店や商店も死活問題になってきております。多くのものが物価高になってきて、家庭を持っている主婦も本当に物が高くなったなと思って、やっぱりできるだけ節約、食費を節約とかという志向が、私はスーパーとかそういうところを見ているも見受けられるので、そういうふうになってきたなあと感じています。スーパーとかそういったところもそうなんですけど、冷蔵してお客さんに物を売ったりする、

そういったお店もありますよね。そういったところで、私は聞いてきたんですけど、普段の利益だけで電気代の高さを賄いきれないんだと。考えていくと、1日儲けて、うーんと思っているのに、それプラス電気代がかかっていると、もうやっていけないほうがいいかな。閉めたほうがいいかなんていう話を聞いてきました。

それで、とあるところは、そこはちょっと大きいところだったんですが、毎月、100万円ぐらい電気代かかっているんですね。それが、来年から150万円になると言われたそうです。そうすると1か月に50万円上がったと言ったら、1日1万5,000円ずつ今まで余分に利益を出さないとイーブンにならないわけですよね。電気代だけでも。「これはもう本当に。」というふうに言っていました。

それで、昨日、歩いたところで、それは神岡なんですけど、昨日は神岡で、北陸電力なんですけど、四十何%上がるけどこれはどうしたらいいかなと言うので、お店さんだったもので、「そしや、お客さんが来ていないときは、ちょっとこの辺を消しておくか。」とかと言って、昨日、私もやってきたんですよ。「本当に四十何%なんて、高原さん考えられる。」という。そしたら、家に帰ってニュースを見たらやっていました。やっぱり電力会社何社か出していますね。皆さん、40%ですよ。2%、3%でも「うーん。」と言っているときを経験しているのに、その辺のことで、そんな話をいろいろと聞いてきて、国会を聞いていると、国の電力料金に対する高騰に対して対策を打つようなことも岸田さんやらが言っていたんですけど、それがどうなっているのかということとはちょっと分からないし、また下りてくるのに時間かかるということですから、いやあ、安心できるものがないので、私は、今回お伺いしようかなと思っています。というのは、市長は本当に新型コロナウイルス感染症のときでも前もって前もっていろいろな施策をやってくださっているので、ここもまたちょっとアンテナを張ってやってもらいたいという気持ちがあります。市は市内事業者の方々の実態を把握していらっしゃるのか。相談はないのか。国の動向を注視していくことも理解できますけど、果たして安心して事業ができる方策は、私自身歩いて、昨日もそうでしたが、市にこうやって質問するのに「いい案がないな。」と思っているのが実情です。皆さん、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

そして、個人の家庭でも冬場に向かって電気代やトイレ代の節約が努力されています。企業や事業所でも、できるだけ節電をしているということを私聞いてきました。今議会には市有施設の光熱費等に4,600万円が上程されております。必要なものであることは認識していますが、では、民間が行っているような節約、節電はどのようにしているのか。市も率先して、共有施設とか指定管理施設に、そういった節電とか、そういったもの。「お金を補助するから安心よ。」ではなくて、安心できないのが普通の民間だということを考えたら、公が率先して、やっぱり取り組むべきなのではないかなと思いますし、国は何日か前に冬の節電要請をされていますね。その辺も飛騨市はどのように捉えて向かっていかれるのか、その辺をお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは1点目の市内事業者の実態把握と安心して事業ができる方策についてお答えいたし

ます。市ではコロナ・物価高騰総合対策本部会議を毎月2回開催しており、それに合わせまして、市内の状況を把握するため定点観測として関係事業者への聞き取りを行っております。

最近の聞き取りによりますと、金融機関の聞き取りでは、現時点では原油高要因の融資申し込みはほぼ見られていないものの、市内事業者からは、電気料金の値上げだけでなく、燃料や原材料などを含む物価高、新型コロナウイルス感染症による消費マインドの落ち込み、設備の老朽化など現在の不安要因となっているとのお声をいただいております。

この聞き取り結果を踏まえ、当市は様々な経済対策を打ち出してきたところです。燃料や電気料金を含む物価高に対しましては、中小製造業設備投資促進事業補助金及び省エネ対策設備導入事業補助金を設けまして、事業所の設備投資に対する支援を業種や従業員の雇用状況等の条件によって、補助率2分の1から3分の2、限度額30万円から150万円の支援により、物価高で苦しむ事業者の負担軽減を図っております。当制度は11月現在で両制度合わせて約20社の事業者が利用されております。

また、小売や飲食店につきましては、光熱費の高騰に加えまして、まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みが見られることから、地域電子通貨を使ったまるごと大売り出しを12月9日から11日の3日間開催し、その後、外食応援のキャンペーンを12月12日から1月末まで開催。それと連動しましてタクシー事業者へは旧町村間の利用についてクーポン助成の実施をいたします。

観光事業者には飛騨漬けキャンペーンやGO・TO・SKIなどの誘客対策等を行うことによって、消費喚起による事業者支援をさらに強化してまいりたいと思っております。

資金繰りに関しましては、原油高による新規融資はないものの、従来の小口融資のほかに県融資の返済ゆったり資金に保証料補助と利子補給を行いまして、借り換えによる経営安定の支援を行っております。

電力料金の値上げそのものにつきましては、国際情勢による火力発電の燃料の高騰や原子力発電所の稼働停止などに端を発するものであり、飛騨市のような地方自治体レベルで直接対応していくことは難しいものではありますけれども、それに適応していくための支援策については、今後も市内事業者の実態を常時把握しつつ、臨機応変かつ迅速に打ち出してまいりたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私からは、②市有施設指定管理施設における節電の取り組みについてお答えさせていただきます。

現在の電気料金や燃料の高騰の状況については、消費者側での節約では解消できない程度に拡大しています。東日本大震災以降において節電という意識はかなり広範に定着しており、既に照明の間引きや不要時の消灯、空調温度の設定を最小限にするなどの対応についてはどの施設においてもかなりの程度実施されていると考えております。

これ以上の光熱水費や燃料費の削減を考えた場合、施設の休館や休止により稼働を減らすことや、執務室の全面消灯なども考えられるところではありますが、これらは住民サービスの低下に直結することとなりますので慎重な判断が必要となります。

その中での消費電力削減対策としては、例えば、照明のLED化などは、低炭素社会を目指す上からも必要なことと考えており、庁舎等についても順次計画をしまいたいと考えております。

一方、今冬においては、全国的な電力需要ひっ迫が予想されており、最悪の場合は電力需給のアンバランスにより2018年に北海道で発生したブラックアウト、大規模停電が全国規模で発生するおそれもあります。これを防止するため、政府では全国的に電気事業者と連携した節電プログラムを展開し、その参加者には参加特典として助成金を出すなどしているところでございます。市でも節電プログラムに参加したいと考えており、指定管理者へも情報提供を行ったところです。

このプログラムは、単に節電を行うものではなく、最大電力需要時間帯のピーク、通常は平日の午後3時前後がこれにあたりますが、その時間帯の施設稼働を休止させるなどにより電力需給バランス調整を行うことが想定されているところに特徴があります。

市有施設、指定管理施設ともに電力使用量そのものの削減については、かなりの程度徹底されていると考えられるため、こうした使用時間帯の調整等により協力を行うなど、異なる視点での節電に対する意識啓発の取り組みをしていきたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○12番（高原邦子）

新型コロナウイルス感染症のときもいろいろな対策を商工観光のほうは一生懸命やってくさっているのは知っているんですけど、例えば、全てをなかなか見ることはできないけど、理解してもらいたいというのが、例えば、ガス屋さんとか、そういった燃料屋さん。お店屋さんは、新型コロナウイルス感染症で閉鎖になったら補助とかが来ましたよね。

ところが、お客さんが来なくて、お店が閉鎖されている間、ガス屋さんとかそういったところは売り上げが下がりますよね。でも、それに対する手当というのはいないわけです。

それで、同じようにコロナ禍で、本当に苦しんでいる業種さん。日の目の当たらないそういった業種もあるということを中心に置いて、またいろいろな施策をしてもらいたいなと思っています。

それと、今度、市有施設のところはできるだけやっているし、節電だけでは乗り切れないと。ただ、公民館とかといったところ、おトイレ、いっぱい人が来るときは、しておいてもいいけど、前もお話したとおり、真夏の暑いときにトイレの電気をつけっ放しで、あっちっちの便座にしておくとか、はっきり言って、チェックが足りないところもあるんですね。ですから、やっぱり今は冬だから凍らせてもいいけないし、いろいろなところでチェックする観点があると思うので大変だと思いますけど、よろしくお願ひしたいなと思います。

電力とかこういったもの、飛騨市なんかこういった自治体で補えないというようなことを畑上部長は言いました。そのとおりだと思うんですね。でも、先ほど言ったみたいに、本当にこの二、三年間、何ら影響があるのにもかかわらず、光が当たっていないといったところもあるということだけは心に置いて、また、いろいろな相談事には乗って差し上げていただきたいと思

いますので、よろしく申し上げます。

それでは、3番目に移りたいと思います。新型コロナウイルス感染症に対する対応についてということです。今、新型コロナウイルス感染症に関しては、2類から5類にも検討されると思っていますけれども、致死率というか、そういったことが低いのか、症状が軽いとか、症状が出ないとか、そういったことで、インフルエンザと同じというふうに考えてもいいのではないかとということで検討されているようですが、飛騨市も昨日も出ましたけど、陽性者が多く出ました。

しかし、飛騨市内は新型コロナウイルス感染症の陽性者が出ても、どなたかと分かっている、誹謗中傷とか、そういったいやらしいことを言うことはなかったもので、それはよかったなと思っています。本当に先ほども言いましたけど、いろいろな経済対策を含めて、施策も早め早めにしてもらって、よその地域からは本当に飛騨市は速いからいいねと言われていまして、その点は、私は本当に十分評価しております。これもまた市民から寄せられた切実な話なので、それを基にお聞きしますが、その陽性になった方の中に独居老人の方がいらしたそうです。それを知らずに近所の方が、やっぱりということで接触してしまいますよね。そしたらそれがうつって、家族全員、それで子供にもうつり、学校にも行きというふうに広がったり、あともう1つは、ちょっと認知症が入られている方というのもあって、やっぱり近所の人たちも気にはかけていたんですが、そういった情報とかが分からず、その方々もううつってしまったと。そこで言われたのが、「みんなで協力してくれ。情報を町内会長やら、本当の隣さんでもいいから教えてくれ。」と。なので、「買い物も手伝ってやりたい、食事も持って行って、接触しなくても渡してやりたいけれど、どうにかならんかなと。」私は言われました。

それで、そのことを基にして、私も言いましたけど、市にも具体的な情報が入って来ないということは承知しています。ですから、私も市も分からないんですよと言って、だから、どこのどなたかということが分からないので、私も言ったんです。そしたら、そんなのおかしいというような感じのことを言われたので、私も振り返って、今ここで聞くことにしているんですけど、やっぱり、先ほど市長は障がい者のことで、厚生労働省にいろいろと言われたと言っていますよね。これはもしかして関連機関とか、上層とか、そういう情報を知っているところが、市に教えてくれないんだったら教えてくださいよというようなことを、身近な自治体にその情報を教えてくれよということを嘆願できないものなのか。私はするべきだと思うんですね。一番身近な自治体が何も知らずしてと思うものですから、それを市民から聞いて、おかしくないと言われて、私は今回聞きます。

もう1つは、二、三年前までは当たり前にかかったことが、できなくなった日がずっと続いていますけども、私、今後こういうことはまたあるのではないかと。今はもう致死率とか、とても低いから、中国でも緩めるとかと言っていますけど、もっともっと感染力の強いものが出てきたとき、どうやって対策を練るのですか。上から何にも言ってこないから、市は何も知りません。そして、先ほど言ったように独居老人のおじいちゃんだから心配だと見に行った人に強力な病気がうつってしまって、それが大変な致死率も高い病気だったらどうするんだろうか。こういった危機というものに対して、やっぱり考えていくのがいいのではないかなと思いました。今回、市も知らないことがいっぱいあるし、いろいろなところが初めてのことで問題点とかいろいろあると思うんですが、いろいろと市も経験で、これは問題だなとか、これはこうしたほうがいいのか反

省点とかいろいろあったと思うんですよ。それで気が付いた点もあったと思うんですよ。それをこれからどう生かしていこうと、今、総括とされていますか。この二、三年のことで、その辺をお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、感染情報の把握についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染に関する届け出につきましては、医療機関の負担を軽減する目的で、9月26日より全国一律で全数届出が見直され、対象が限定されております。このため、具体的な情報が得られず、市内の感染状況、動向の把握等が難しくなっております。

議員ご指摘のとおり、市としても感染症対策推進のため、具体的な情報取得の必要性を強く認識しております。このため、コロナ禍の早い時期から、担当部局である県感染症対策推進課、飛騨保健所に情報提供要請を続けておりますが、県の担当部局自体も具体的な情報を取得しておらず、その対応もされてこなかったため、情報収集の手段自体がないのが実情です。

このため、市では、これまで市内小中学校、保育園、医療介護施設等の感染情報を独自に収集するとともに、飛騨市民病院発熱外来での陽性者への聞き取り状況を毎日共有し、大まかな感染状況、動向の把握に努めてきたところです。検査キット確保、ワクチン接種推進、換気徹底広報、2市1村長メッセージ等の施策もこうした分析に基づいて取り組みを進めているものです。

さらに、11月29日に開催された県コロナ対策本部会議においては、高山市長、飛騨市長、白川村長の協議を踏まえ、県教育委員会に対し、県立高校等の感染状況についても情報提供をいただくよう要請しており、県教育長から前向きなお答えをいただいております。今後も様々な情報を収集分析し、各種感染症防止施策を推進するとともに、市民の皆様にも各種媒体による広報を通じてお知らせしてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、2点目、今回の経験を踏まえた今後の備えについてお答えをいたします。本市においては、国や県の上位計画に準じた飛騨市新型インフルエンザ対策行動計画及び対応マニュアルが平成21年に策定されており、その中で、分かりやすい情報提供や正しい知識普及、関係部局の連携や情報連絡体制整備、初期封じ込め対策や相談窓口設置等について具体的に記されています。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症については、これらの想定をはるかに上回るものであり、逐次、状況に応じた必要な対策が施されてきたことは、皆様ご認識のことと思います。今回の過程で得た気付きについて代表的なものをいくつか例を挙げますと、まず災害時の避難所があります。密を避け、換気に配慮した設営、感染者用の避難所の準備等に取り組みました。

また、感染拡大初期において、施設の消毒用のアルコールが不足する事態に直面しましたが、その際に市内企業から大量の業務用アルコールなどを提供いただき有効に活用させていただきました。このことから、普段気が付かない部分での地元企業等との協力体制構築の重要性を学びました。

また、市民病院の巡回診療としてのまちなか検査センター開設や、処方箋なしで抗原検査キットを薬局で購入可能とする特例に着目した検査キット購入助成制度の創設、検査キットによる自己検査で陽性判明した場合の県健康フォローアップセンターへの登録などは、国や県においては当初難しいとされておりましたが、決して諦めず、どうすればできるのかという視点で粘り強く方法を考える中で実現に至ったもので、国や県に従うだけでなく、独自に対策を打つという考えを持つことの重要性を改めて認識しました。

現在、新型コロナウイルス感染症はいまだ終わりが見えない状況ですが、今回の経験を踏まえて今後、感染症に対する行動計画や対策マニュアルも国レベルで見直しを図られるものと思います。

しかし、その後に再び未知の感染症がまん延し、既定の計画等での対応が困難な事態が発生した場合には、その都度、市が現場の状況を可能な限り把握しつつ、必要な対策を独自に検討し、関係機関等と連携しながら速やかに実行に移していくことに尽きるのではないかと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○12番（高原邦子）

ありがとうございました。本当に市に情報が入ってきていないし、いろいろ苦勞されているというのがよく分かりました。ですから、この点もやっぱり折に触れ、市長がいろいろなところで、市長さん同士とか、同じような気持ちを持っている市長さんたちもいらっしゃると思うので、どうにか上のほうに、厚労省なり、県の福祉部ですか、健康福祉部とかそういったところにも届けて、できるだけやっていってほしいなと思っています。

それで、想定外のことが起こって、原子力発電所があのようになってしまって、電源が駄目になってしまって、あのようになってしまったということを考えると、やっぱりしっかりと場合をもって考えて、どんな危機に対しても想定して、それに対応するときの心構えというのはとても大切だと思いました。

それで、藤井部長が独自に考えを持っていく。それは、とても大切だと思うので、ぜひ、これからも生かしていってほしいし、受け身ではなくて、こういった危機管理というのは、こうなったらと言って自分たちでしっかりと考えていかないと、いざとなったときには人だよりなんかできないところがあって、最終的にはその自治体の判断で決めていかなくてはいけなくなってくるので、ぜひ、この辺もよろしくお願ひしたいなと思いますし、本当に今回出たいろいろな問題点を上に言って、国の政策とかそういったものにも生かしていってほしいと、何のために国民、市民が苦勞してきたのか。そういったところもしっかりと訴えていっていただきたいと思います。

受け身はいけないし、その点を飛騨市は前向きでやっていらっしゃるのはよく分かりましたので、頑張ってくださいなと思うし、エールを送ってほしいなと思っています。

これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時05分といたします。

（ 休憩 午後2時01分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。4番、上ヶ吹議員。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。今回は2つの質問をいたします。1つ、飛騨市温泉施設の入湯税減免について。一般に入湯税とは、主に温泉を使った入浴施設に行き温泉に入ったときに発生する市町村税のことです。

温泉施設がある施設全て徴収されており、具体的には旅館やホテル、スーパー銭湯等を利用すると請求されます。入湯税の起源は1879年、明治11年制定の地方税規則にある雑種税に始まります。現行の入湯税は1957年、昭和32年4月より地方税法改正により環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設、その他、消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興および観光施設の整備に要する費用に充てることを目的として入浴客に課する税金とあります。

地方税法において標準税率は、1人1日あたり150円であり、慣例的に一泊二日は1日とみなし課税しています。標準税率は、あくまでも標準であるので各市町村が独自の判断で変更することができます。つまり、昭和32年に現行の入湯税を制定した当時は、恐らく日帰り入浴施設が無かったのではないかと推測します。

入湯税標準税率は、1人1日当たり150円でほとんどの市町村が取っていますが、同時にほとんどの市町村が減免措置も定めています。飛騨市においても、現在入湯税を賦課している施設が6か所あり、施設運営の重要な原資となっていると思います。目的税であることも理解した上で日帰り入浴の入湯税の減免措置などについて質問します。

私は、今回の飛騨市入湯税に関するテーマは、今年の3月頃より調査してきました。飛騨市近隣市町村、富山県内一部の市の入湯税徴収についても調査して、減免は可能と思い、今回の質問に至りました。質問1つ目、市民の日帰り入浴の入湯税減免について。日本温泉協会の2020年度調査の全国市町村の入湯税収入額は上位から、1位が箱根町、2位が熱海市、3位が別府市、13位に高山市、20位に下呂市とあります。全てが皆様も御存じの有名な温泉観光地であり、観光客が大きなウエイトを占めていることは言うまでもありません。飛騨市の温泉施設利用者を考えれ

ば、宿泊もできる施設もあるので一概には言えませんが、宿泊利用者よりも飛騨市民の地元の日帰り入浴者が多くを占めていると思われます。

多くの市町村でも宿泊と日帰りでは入湯税の徴収に減免措置を講じています。例として、箱根町は一泊150円、日帰りは50円。熱海市は温泉施設利用金額が1,000円を超えると入湯税150円が発生します。別府市は宿泊料金と飲食料金が合計で1,500円以下は入湯税が発生しません。上位3市町しか電話による調査をしておりませんが、減免措置を講じております。

飛騨市の入湯税納入者は、利用サービスで様々な割引制度を工夫しておりますが、割引をしてもその補填は無く、入湯税の負担が大きくなるばかりです。施設としては基本料金で利用してただけなのが安定した経営をする上で有り難いことですが、利用者を増やすために回数券や各種カードでの割引制度を導入しております。こうしたことを思うと、飛騨市民の日帰り入浴の入湯税を減免することで利用者への還元や事業者の安定的経営が図られるのではないかと考えます。飛騨市も飛騨市民の日帰り入浴者の入湯税を現行の150円から50円に減免する措置はできないか伺います。

2つ目、入湯税の主な使い道は。入湯税は地方税法に定められている目的税です。課税目的は先に述べたとおり、1つ、環境衛生施設の整備。2つ、鉱泉源の保護管理整備。3つに消防施設その他消防活動の必要な施設整備。4つに観光振興、観光施設整備とありますが、飛騨市では具体的にどのように使われているか伺います。

3つ目、減免することで利用回数が増えるのでは。飛騨市の温泉施設利用者の多くが高齢者ではないかと思われます。温泉は高齢者にとっては重要なコミュニティの場所と考え、入湯税を減免し、利用回数を増やす事が健康寿命を延ばすことにつながり、また、フレイル対策になる運動、食事、会話の機会を増やし、入浴施設に入って人との会話、交流をすることで認知症の予防になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

4つ目、割石温泉の入湯税の考え方は。飛騨市内には入湯税の対象とならない温泉施設、割石温泉があります。ここは福祉施設なので対象とはなりません。

しかし、地元利用者だけではなく、市外からの入浴客も多く見られますが、入湯税の対象となりません。ここにも矛盾を感じています。飛騨市福祉施設として位置付けているのであれば、飛騨市外の入浴客からは通常の入湯税を徴収することが望ましいと思いがいかなうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

ご質問いただきました4点につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。まず、ご質問の1点目、市民の日帰り入浴に係る入湯税の減免について答弁させていただきます。まず初めに、入湯税の概要と飛騨市の現況についてご説明をさせていただきます。

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課すもので、地方税法により入湯客一人一日について150円を標準とするとされ、その用途は市県民税などの普通税とは異なりまして、環境衛生施設、消防施設、観光の振興などに要する費用に限られる。いわゆる目的税とされます。また、その性質は消費税や酒税、たばこ税等と同様に利用者の応分の負担を求める趣旨となります。

次に、飛騨市における近年の推移でございます。平成29年度は税額1,714万5,000円、利用者数11万4,298人でしたが、令和3年度では税額1,026万6,000円、利用者数6万8,443人となり、近年は新型コロナウイルス感染症の影響や施設修繕による休業などに伴い、税収は平成29年度比40.1%の減収となっているところでございます。

次に県内の状況ですが、県内20自治体中、宿泊入浴と日帰り入浴の区分を行わず同率の税率としている自治体が9自治体。宿泊入浴と日帰り入浴の区分を行わない異なった税率としている自治体は11自治体で、その税率は150円、100円、50円、課税免除等一律ではなく、観光振興や地域経済活性化の目的、周辺地域の入湯施設価格状況を踏まえ、それぞれの自治体が独自の判断により設定しているところでございます。

なお、今回、議員ご質問の用語の中に減免という用語が出てきますが、減免は不特定多数に一律に実施すべきものではないことから、他市町村において行われているものも税額の改定、もしくは課税免除の2種類であると承知しております。

一方で、一旦、税額を下げますと、次に税額を上げることは市民感情としても困難な状況となるため、これらを実施するとすれば、恒久的な対策であるという観点で議論することが必要となります。

しかし、飛騨市は財源確保の根幹となる自主財源比率の低い過疎自治体であり、その中で1,000万円以上の税収が見込める入湯税は極めて重要な財源であることを考えますと、相当の理由がない限りは税率を変更することは困難であり、周辺自治体の状況や入湯税における応分の負担の趣旨などを総合的に判断しても、現行の税率を継続するのが適当であると考えております。

現在物価高騰対策として、70歳以上の高齢者の入浴料金を無料にする「生活応援・湯ったりフリーパス」を実施しておりますが、ここでは無料の利用者分についても事業者から入湯税を納めていただいた上で、相当分を補助する仕組みとしております。入湯税そのものを維持しつつ、具体的な政策目的に応じ、こうした手法を取ることも可能であることから、今回の結果などもよく検証してまいりたいと考えているところでございます。

次に2番目の入湯税の主な用途についてご答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、入湯税は地方税法で定める目的税となっております。当市では、納めていただいた入湯税の全額を観光施設経費に充て、活用させていただいております。毎年度の当初予算書におきましてもその旨を明示した上で、議決いただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に3点目、減免による利用回数の増加について答弁させていただきます。確かに、料金を下げることは魅力の1つであり、そういった観点では利用回数の増加は見込めるものと思います。

他方、利用者の選択は、入湯税を含む料金のみで選択されるものではなく、施設の設備内容や休憩、食事などの入湯以外の全般的なサービス内容、また施設までの交通の利便性など、総合的に判断されることも多いと思います。そういったことを含めまして、今後も魅力的な施設となるよう心がけてまいります。

最後に4点目の割石温泉に係る入湯税の考え方について答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、割石温泉は、市内の他の温浴施設とは異なり、老人自身の心身の健康を増進する老人福祉センターの位置づけのため、課税免除としているところです。もともと市民の利用を前提としているため、市民、市民以外の料金設定は無く、それぞれの具体的人数の把握は行われており

ませんし、近年の利用者数は令和3年度で4万2,997人、そのうち65歳以上の高齢者の方は61.1%にあたる2万6,296人で、その多くは市民の利用であると推察しております。

しかし、ご指摘のように市民以外の利用が多く見られるということであれば、飛騨市外の入浴客から入湯税を徴収することも検討する必要があると、今後、何らかの形で実態を調査したいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。まず、今、部長がおっしゃった恒久的な減免措置をやると、次に上げるのが困難と言われましたけど、結局、入湯税の考え方は、私が述べましたけど、昭和32年の頃の日帰り入浴がないときに設定された150円なんですよ。そうすると、我々が旅行へ行った場合、温泉施設に泊まった場合、皆さんも経験があると思うんですが、食事前に1回、寝る前に1回、朝1回、3回入りますよね。これは私の持論なんですけど、ひょっとしたらその3回目が50円掛ける3回で150円ということで、ほかの市町村で50円にしているのは、日帰りはその3分の1の50円だという理屈に私は思っていたものですから、こういった減免措置ができるということと、やはり、先ほど言いましたけど、部長は大事な目的税だと言われましたけど、50円なら3分の1を調べましたら、新型コロナウイルス感染症前は1,500万円近くあって、後は新型コロナウイルス感染症の影響で1,000万円ぐらいですよ。そうすると、この後、新型コロナウイルス感染症が収束して1,500万円台へ戻ってきた場合、現状でも500万円きますよね。私は、今、市で70歳以上を無料にしたら、一気に入浴客が増えているということは、金額を安くすることで、入浴客が増えるということは、単純に1,000万円の330万円ではなくて、そのプラスアルファ入浴客が増えるということで、最低でも1,000万円のうち半分、うまくいけば6割、7割になれば、そんなに大きな減税にならないと思いますが、その辺は調査されたのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

お客様が増えたから、その分税収が増えるとか、そういった議論はしたことはないんですけども、お手元の資料なんですけども、11月現在の話なんですけども、コロナ前の令和元年の資料なんですけども、令和元年の11月と今の11月と比較した資料が手元にあるんですけども、先ほど申しましたチケットの影響もありまして、ほとんどの施設が令和元年度の11月の同数の数字まで戻ってきているというものがあります。そのうち、半数以上の方がチケットを利用していらっしゃるというようなことがあります。こういったことを一つ一つ、今スタートしたばかりですので、分析しながら先ほど最後に申しましたように、今後こういったことも含めて総合的に議論していきたいというようなことを考えています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

今おっしゃった今の11月は、確かに数字は増えています。というのは、10月、11月は無料になっているものですから、当然、70歳以上の方は、私も月に数回、飛騨市の温泉へ行くんですけども、見かけたことない方がいらっしゃって話すと、ただだからというふうに、だからその前と比較しては駄目だと思うんですよ。

というのは、やはり無料にしたことで増えるということは、入湯税を下げることで多少増えるというふうには私は思うんです。それで、そういったことをまだ検討されていないということなんです。やっぱりそういったことを確実にやらないと、いまだ飛騨市は入湯税150円のまますっと継続すると、事業者の方が、先ほどチケットを販売してと言われてはいますが、事業者の方は身銭を切って、いろいろとチケットの回数券1回サービスとか、そういった努力をされているんですよ。だから、あとやるのは入湯税を下げて、行政と業者さんがやるべきだと思うんですが、事業者任せではいけないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

その論点は確かにそうかと思えますけども、先ほど私申しましたとおり、温泉を選ぶ理由としては、単に料金だけではなくて、やはりその施設の魅力であるところです。先ほど言った交通手段であるとかということも大きな影響があると思えます。

例えば、Mプラザさんで申し上げますと、基本は620円なんですけども、市内の方ですと500円という料金で既に100円ほど引いてあるわけで、そういったことも踏まえると、本当に何がお客様にとっていい話、もしくは事業者様にとっていいことなのかということで、やはりしっかり考えた上で議論していきたいと思えますのでよろしくお願いたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

そのとおりなんです。事業者の方は、もう既に企業努力をされているんです。620円を市民の方は520円にして、もう100円下げているんですよ。それで、例えば、入湯税は飛騨市は150円なので、100円下げれば420円。あと、今、部長は施設の差別化、よりよくするという事なんですけども、やはり、私もほかの県の日帰り入浴とか行きますけど、やっぱり立派なんです。ただ、その分、入浴料が800円、1,000円というのは当たり前なんですけども、今、飛騨市に、お客様を呼ぶ施設改善というのは、この入湯税、入浴価格の両方を見ても難しいと思えますので、まず、今の現状施設で入浴客を呼び込むことが、私は先だというふうには思っております。これは堂々巡りになるので、この辺を十分に検討していただきたいと思えます。

それとあと、入湯税の使い道なんですけども、今、民間の施設が2つ、あと指定管理が4つの6つなんですけども、ちょっと確認したいんですけども、各施設によって入湯税が違いますよね。その使い道はプールして、例えばMプラザが大きく設備改善とか消防改善するときに全額使うのか。入湯税を納められた比例分で何かやられるのか、そこだけちょっとお聞きしたいです。

◎議長（澤史朗）

答弁求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

例えば、MプラザからもらったMプラザ。すば～ふるだったらすば～ふるという形ではなくて、いただいた全てをまとめた入湯税というものを、観光施設という、その大きな目的の中で入れておりますので、何か特別ここに充てたというものではございませんので、よろしくお願いたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ということは、先ほど民間2施設、指定管理4施設、その全体の観光とか設備的に使われるという理解でよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議員おっしゃるとおりでございます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

また入湯税に戻ってしまって申し訳ないんですけども、結局、私はとにかく入湯税を下げなければ、集客は望めないというふうに思っています、飛騨市は福祉ではトップランナーというふうに思っております。

それで、この入湯税はほかの市町村、先ほど部長が言われたように、半分ぐらいが県内で入湯税を下げていらっしゃると思いますので、ひょっとしたら、これが一番初めに飛騨市が入湯税を下げる話題が出たら、一番になったのかと思いますけど、やっぱり2番、3番では駄目なのかなというふうに少し思ったんですが、それはないかだけ確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それはありません。

○4番（上ヶ吹豊孝）

先ほど言いましたように、この入湯税、私はたまたまこの3月に流葉のMプラザのことでいろいろと市民の何人かから相談を受けて、3月頃からいろいろ調査してきたんですけど、検討されるということと、まだ私はいい返事をもらっていないので、また、時期を改めて来年あたり、この入湯税については、しつこくやらせていただきますので、それまでに、もし、改善余地があるのなら即刻よろしくお願いします。

それでは、2つ目の質問をいたします。ドローンは幅広い用途で使用され多くの需要があるようです。農業、林業、水産業といった一次産業。鉱工業、製造業、建設業などの二次産業。小売、サービス、情報通信などの三次産業まであらゆる分野でドローンは研究開発され、実用化が進んでいます。

自分自身も11月に市役所で行われたドローンの勉強会に参加して来ました。現在、株式会社ドローンコンシェルジュが色々な分野で活動されていることを伺い、ドローンに対する理解を深めることができました。ドローンの操縦そのものが、スマートフォンの画面を見ながら簡単に操作できるようになり、一層私たちの身近なものになったようです。

その中で防災にもドローンが活躍していることも伺いました。また、9月定例会において籠山議員がドローンの防災活用について一般質問されておりますが、答弁内容としては、過去4年間で火災、災害、行方不明者捜索等で54件の出動実績があったとの事で、ドローンは有事の際には力を発揮していることも分かりました。

そこで、今回は、より深くドローンについて市民の皆様にご存知いただく意味も含め質問をい

たします。1つ目、ドローン活用の協定内容について。前回の答弁でドローンの防災活用で岐阜県内16市町がドローン活用の協定を結んでいるとありますが、具体的には、どのような協定内容となっているのか説明願います。また、併せて飛騨市消防本部ではドローンを3機保有し、市内事業者とも災害協定を結ばれていますが、これについても、具体的な内容の説明をお願いします。

2つ目、ドローン操縦訓練について。飛騨市消防本部では3機のドローンを配備していますが、古川消防署、神岡消防署、宮川町北分署に各1機の配備なのでしょうか。消防本部ではドローンパイロットが16名の方がいらっしゃると思いますが、人員配置はどのようになっていますか。

また、日々どのような場所で操縦訓練をされているのか伺います。現在、保有しているドローンは、夜間飛行も可能で火災の場合、サーマルカメラを搭載し、熱画像も撮影可能なのかも伺います。

3つ目、物資運搬用のドローン導入について。現在、飛騨市では3機のドローンを保有していますが、現状は画像撮影主体の機種の様です。聞くところによると現在では約30キログラムの物資を運搬できるドローンがあるそうです。

今後、飛騨市でも集中豪雨や大雪等で道路が寸断され、集落や家屋の孤立も想定される中、ヘリコプターが入れない場所等があるように思います。こうしたことも想定する中で、物資運搬用の大型ドローンの購入は検討されているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、ドローンの協定内容についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、岐阜県内では16市町が災害時等におけるドローン活用の協定を締結しております。協定の内容は、いずれもドローンの優れた機動力を活用するものであり、災害発生後、市、町の要請に基づき、被災状況、被害確認を行うもので、費用負担は市、町となっています。そのほか、災害とは関係なく、平時において市、町の要請に基づいて各種調査を行うという協定が一市一町あります。

飛騨市では市内の建設業者と災害時等における無人航空機による協力に関する協定書を締結しており、飛騨市内での自然災害、大規模事故等が発生した場合に、市の要請に可能な範囲で応じるというもので、費用負担は市の負担となっていますが、飛行実績は今のところありません。

また、消防本部のドローン飛行実績は、9月の定例会での籠山議員の一般質問への答弁と同じですが、その細部の内訳です。過去4年間延べ54件の内訳では、火災対応が8件、災害調査が6件、行方不明捜索が7件、訓練15件、展示・観光対応等が18件となっております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□消防長（中畑和也）

続きまして、ご質問の2点目、3点目について答弁させていただきます。議員がご指摘のとおり、消防本部では3台のドローンを保有しており、各署へ1機ずつ配備しています。平成30年8

月に危機管理課で購入後に消防本部各署に配備されたものです。令和4年度から危機管理課から消防本部へ所管替えしています。

現在、ドローン操縦者として16名の職員を育成しており、令和4年度の配置は古川消防署に6名、神岡消防署に6名、北分署に4名配置され、各署第1から第3消防隊に1名以上配置されています。ドローンの操縦訓練は就業中に敷地内で行う訓練のほか、市内ドローンパーク流葉、まんが王国で操作訓練を行っています。ドローンパークでの訓練は隊員が年1回以上実施しています。

ドローン運用は画像撮影が主な活動となります。現行のドローンの場合、雨天時や強風下での使用は故障につながることで、ドローンに光源設備がないため夜間飛行は行っていません。

また、サーマルカメラ、これは赤外線、対象物の温度を検知して映し出すものですが、これも装備されていません。したがって、これらにかかる災害等では現在は運用していません。

次に3点目のご質問ですが、消防本部としては物資投下や運搬を目的としたドローンの保有については、機体が運搬専用かつ大型となり、情報収集や捜索など消防が必要とする業務に不向きなことから、現在のところ考えておらず、次回更新時において、雨天時飛行や夜間飛行、サーマルカメラやズームカメラなどを装備したドローンを整備したいと考えています。

〔消防長 中畑和也 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。1点なんですけど、結局、協定の件でもう少し聞きたいんですが、協定は結ばれているんですが、実際の有事を想定した訓練をしないと、なかなか有事のときにドローンを他の市町村から持ってきて、なかなか上手く協力体制ができないと思うんですが、そういった有事を想定した訓練というのはやられているのか、計画はあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、協定を締結しているところは、建設業界で、それは災害等が発生した場合ということ。しかも、建設業の業務の空いたところ。可能な範囲でということですので、そういう意味で建設業界が有事対応の訓練をしている状況にはないと言えます。

一方、有事の災害対応とか、実績と訓練を行っているのは消防本部のドローンを使うということで、ただ、今後、災害時の協定が必要という認識を持っておりまして、ドローンコンシェルジュということと協定を結ぼうと今進めている段階であります。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ちょっと私の認識が違ったのかなと思うんですけど、要は県内の16市町がドローン活用の協定を結んでいるということだったと思ったので、16市町とそういった有事のときのそういった協力があるかと思ったんですが、そういうことではないということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

現在、結んでいる16市町は、それぞれの町が異なる企業と独自に結んでいるという状況であり、

飛騨市がほかの市町村と協定を結んでいるという状況にはございません。

□消防長（中畑和也）

訓練、災害のことについて付け加えて説明させていただきます。消防本部のほう、災害時、ドローンを使って実際の情報収集等を行っておりますし、岐阜県の中では、県の近縁隊というものがあまして、広域活動をしております。大きい災害が起こった場合は、そのほうにドローン隊も整備されておりますので、そちらのほうに来て災害等の情報収集を行うこともありますので、付け加えさせていただきます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。今、現状のドローンは、夜間飛行もサーマル熱感知のカメラを搭載していないということなんです、例えば、火災を想定してみると、昼間はやはり目視でかなり消防署の皆さんはプロなので分かると思いますが、やっぱり一番難しいのは、夜間の消火だと思うんですが、そういったときにドローンは、空から見えて、例えば、目視で分からないトタンの下が赤くなれば、こちらの隣の家の天井裏が燃えているなというようなことが分かると思うんですが、今後、検討ということなんです、これはやっぱりせつかくドローンは有事の際には協力的な機械だと思うんですが、検討されるのか、それとも入れる方向でされているのか、それだけちょっと聞かせていただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

今、ご指摘がありました赤外線対応とか、そのようなものができるものを保有しているのが、ドローンコンシェルジュという会社で、消防本部が保有しておりますファントムIVでは、そのような機能はございません。特定の企業を宣伝するわけではないんですけども、そのコンシェルジュが持っております産業用ドローンは、夜間撮影はもちろんです。それから赤外線撮影が可能であり、例えば、火災が沈火したとしても、残火監視とかでは、炎が残っていたら赤外線で映せるとか、あるいは防水性能が高いため、雨の中でも飛行が可能であり、また風速15メートルまで運用可能ということで、災害対応を考えたときに非常に理想的なオペレーション関係でありますので、ここの協定を結ぼうと、今、調整を進めている段階であります。

○4番（上ヶ吹豊孝）

私も先ほど言いましたように、11月にドローンの勉強会が、ドローンコンシェルジュ株式会社ですか。私ちょっと質問させていただいたんですが、確かに今、管理監が言われたように、オールラウンドの機種がありますと。

それで、今、結局、コンシェルジュは営業に日本中駆け回っていて、「ほかにだれかパイロットはいますか。」と言ったら、私1人でということだったんですね。せつかく良い機械があつて、その方がいらっしゃらなかつたら、何もならないので、だから、どうされるのですかというふうに聞いたら、いろいろな分野で活躍できるんですけど、まだまだ2人、3人パイロットを準備するほどの力がまだないということなので、やっぱり消防署の方がそういった機種を購入されるということも考えていただかないと、少し民間を頼り過ぎても駄目なのかなというふうに思いましたので、検討してください。

それとあと、署員のことでお聞きします。先ほど16名のパイロットの方がいらっしゃるということなのですが、消防署員の方は3署をローテーションされると思うんですが、そのローテーションの場合は、パイロットを考慮したローテーションをされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

最初にローテーションの前に、消防署でもドローンを来年度更新を考えております。次回、更新を考えておりますのが、今ほど言われたような、サーマルカメラやズーム機能、防水機能を備えたものを更新したいというふうに考えておりますというのが1点です。

それと今の質問されましたローテーションにつきましては、一応、考慮しておりますけども、消防署の業務を配置するときが一番最初に考えるのが、救命士の配置になります。そのほか、潜水隊等もありますので、それを含めて配置を考えております。細かい各隊に1名というのは、今年はできておりますが、そこまでは難しいところがありますけども、各所に何名かずつ配備すること、また、災害が起きますと、休みの職員も出てきますし、他所からの応援もできますので、災害対応としては、対応できるようになっております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。あと、訓練のことなのですが、今、聞くところによると、消防署の敷地内で訓練、あと、流葉のドローンパーク、まんが王国でやられているというふうに聞いたのですが、実際に災害、火事を想定したときは、やっぱり民家の操縦、目視するとか、目視できないところがあると思うんですが、今、このドローンの航空法では民家の上空での飛行ができないということなのですが、実際に火事を想定された訓練というのは、だだっ広いところで操縦するのは、そんなに難しいことではないと思うんですが、実際にそういった火災を想定した訓練というのは何かやられているか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

消防本部敷地内での訓練は、基本的な操作訓練を行って訓練をしております。特に火災を想定した訓練等には行っておりませんが、火災現場、当然炎上しております建物等の上は、いろいろな影響を受けますので、近づけませんので、やはり遠目からの撮影になるということですので、基本的な操作ができれば、撮影には差し障りがないと考えておりますし、ドローンパーク等で実際に訓練するときは、山肌などをしっかり飛行をして、実際の搜索、山中搜索の現場や河川での搜索の現場などを想定した訓練を、そういう広いところで実際にやっているのが、今の訓練の現状です。

もう1つの質問、民間の上空を飛べないということでしたが、災害時は航空法の132条の3という特例がありまして、民家上空も飛べるということで、実際に飛んで撮影ができます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。皆さんも御存じのように、12月5日から改正航空法が施行されて、今後なんかレベル1からレベル4までの資格というんですか、そういったものがあるんですが、レ

ベル4になると、結構、民間の家を飛んだり、いろいろとできるということで一番レベルの高い操縦免許らしいんですが、これは今まで民間でのみ講習を受けていたんですが、これはこの免許に当たらないということで、消防署としては、このレベル4の一等操縦免許の取得等は考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

今ほど議員が言われましたように、12月5日から航空法が改正されて、国土交通省が指定した教育機関で、実技・学科試験などを実施し、免許取得ができるように変わりました。

現在、教育機関が指定はされているのみで、教育機関の準備がまだ整っておらず、免許等に係る試験等の実施時期についても未定であります。まだ不透明な部分がありますので、今、情報を集めているところです。

ライセンス制度につきましては、1等、2等という2つの免許になりまして、今ほど言われました1等というのは、レベル4のところを飛べる免許になるんですが、レベル4というのは、荷物を運んだりするものが、民家の上を実際に飛んだりする免許になりますので、そこまでうちの業務の中では必要ありません。消防本部が必要とする業務ができる免許は2等免許になりますので、消防署としては2等免許の取得に向かっていきたいと考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。もう1点なんですが、先ほど運搬用のドローンは検討されていないということだったんですが、先日の新聞に、「物流分野ではトラックドライバー不足深刻で、人口減少が進む地域では荷物が減り、トラックの輸送効率が悪化してドローンを利用した」というふうに出てくるんですが、今、山之村は貨客混載ですか、その試験をされているようなんですが、道路が寸断した場合、この貨客混載ができないということであれば、やはり、今はすぐ導入はできないかもしれませんが、これは検討材料に入れるべきではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

運搬用のドローンは、割と早い時期から議論としてはあって、楽天と包括連携協定を結んだときに実験したりもしているんですけど、現実問題としていくつか全国でもやられるところあるんですが、運ぶ量の限界がどうしてもあります。なので、話としては面白いんですが、現実性から考えると、それで災害時に孤立したときにカバーするというところまで可能かということ、ちょっとそこには疑問があって、かつて山之村が孤立したことが実際にあるんですが、そういうときは、またそういうときの運搬の仕方ということがありますので、長期に渡ればヘリで運ぶということもありますし、ドローンだけが手段ではないので、むしろ今のように、通常時であれば貨客混載のような今やっている取り組みを中心にやっていこうと思いますし、ドローンがもっと大規模なものが運べて、効率的になればまた話は別なんですが、そこら辺は技術が進展してくると、我々のニーズにマッチするところまで技術が来るかということを見極めながら判断していきたい

と考えています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。今回のテーマはドローンだったものですから、どうしても物資運搬とか、外国ではもう宅配をドローンでやっている映像をよく見るので。これはまた飛騨市が一番かなというふうに思ったんですが、今後、やはりドローンは、今、日本では大体30キログラムぐらいのドローンがあるようですけども、今後、そういった物資運搬、僻地の運搬、孤立したところというのはあると思いますので、また検討をしていただければと思います。これで質問終わります。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時05分といたします。

（ 休憩 午後2時57分 再開 午後3時05分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。今回は大きく2点の質問をいたします。まず、1つ目の健康寿命を延ばすための取り組みについてお尋ねいたします。

2019年、政府は「健康寿命延伸プラン」を策定しました。これは2040年までに健康寿命を男女ともに、2016年に比べて3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指すものです。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

現在の日本は、医療の発展で平均寿命は大きく延びましたが、それに健康寿命の伸びが追い付いておらず、その開きはおよそ10年程度となっております。つまり長生きができて、寝たきりなどで介護が必要になると日常生活に制限が出る期間が10年も続いてしまうわけです。健康寿命が平均寿命以上に延びないと、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族らの負担も大きくなってしまいます。

また、医療費や介護費など社会保障費の増大に伴い国家財政の圧迫も懸念されており、健康寿命を延ばすことは喫緊の課題と言えるでしょう。

このことは少子高齢化の飛騨市においても人ごとではなく生涯現役社会を目指し、健康寿命を延ばす取り組みとしての運動、栄養、社会参加は重要となります。

しかし、現状を見ますと、ここ数年のコロナ禍における行動自粛が健康寿命に悪影響を与えた

ということが調査結果として指摘されています。運動不足が認知症を発症させる大きな要因であり、体力や免疫力の向上は感染症対策という意味でも極めて大切です。

筑波大学の2020年の調査によれば、自粛による運動不足と社会参加の制限により約半年間で認知機能が低下した高齢者の割合が、なんと2.1倍に増大したとのこと。そして、認知機能の低下を放置することで認知症につながる可能性も指摘されています。

また、日本老年学的評価研究機構の調査では、自治会や各種団体など地域組織への参加率が高いほど認知症が発生するリスクが減少傾向であると報告されています。

このことから、地域での積極的なコミュニティ活動や、高齢者等の社会的孤立の解決が必要ではないでしょうか。何歳になっても、社会参加を通じて世の中のお役に立つという生きがいがあることで、心も健康になりますし、少なからず体にも影響され健康に生活できるのではないのでしょうか。

そこで、次の点をお尋ねいたします。1つ目は市民の健康生活の現状についてです。新型コロナウイルス感染症拡大で家に閉じ籠りがちな方が多くなりました。同居の家族から「コロナにかかったら迷惑だから外に出ないで。」と止められる方、テレビや新聞で高齢者は重症化リスクが高いと報道されたため、年齢差別で引き籠りがちになる方が増えました。社会参加に積極的な人は運動能力や認知機能の低下になる割合が低いとされ地域の集いの場が重視されます。令和2年9月定例会で、高齢者や認知症の方に安心なまちづくりについて質問をいたしました。そこで市内において小さなコミュニティやお散歩がてら集う場まで把握していらっしゃるとの答弁をいただきました。

しかし、外出することが感染症対策の面で迷惑がかかると自粛され、現在、その集いの場が減ってきています。集いの場の1つでもあった公園で、以前は参加されていた方にお話を伺ったところ、「コロナが怖いのでみんな来なくなった。」「年齢もあるかもしれないが、どんどん体の具合が悪くなっている人も増えている。」と教えていただきました。

特に一人暮らしの方は閉じ籠ることで孤立し、人と会話する機会も減り、認知症や運動能力の低下になりやすいとされています。運動不足や社会参加の機会が減ったことで、健康寿命にどの程度の影響があったか、現状をどう捉えているのでしょうか。

2つ目は具体的な今後の対策についてです。身体の機能や認知機能を回復させ健康寿命を延ばすため、様々な対策を実施されていますが、成果はどのようなもののでしょうか。運動する機会や外出する機会を設けることに加え、歩きやすいまちづくりや、積極的な集いの場は必要になると思います。体が思うようにいかない方も現在増えています。様々なサービスを利用することなどで積極的に外出できない方も、社会と関わることにつながると思います。高齢化が進む中どのように取り組んでいくのでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、1点目の市民の健康生活の現状についてお答えをいたします。高齢者の方々における地域の通いの場は、生きがいづくりや孤立、閉じ籠り予防など様々な効果があり、中でも体操を主

とした活動グループの集まりは自身の心身、生活状態を確認し、元気なうちからフレイル予防行動ができる重要な場所と認識しています。

コロナ禍になり活動を自粛、長期休止しているグループは市内約70か所のうち8か所あります。休止している理由としては、集まる方の減少、グループを取りまとめられる方の高齢化などで、再開にはハードルがある状況と捉えています。

コロナ禍による運動不足や社会参加の機会が減ったことと、健康寿命との関係について直接的な数字を出すことは困難ですが、健康と医療、介護の情報が集約された国保連合会の国保データベースの数値で健康寿命をコロナ禍前の令和元年度と比較すると、男性は80.8歳であったものが現在80.6歳。女性は84.8歳であったものが84.7歳と、0.1歳から0.2歳悪化している状況です。こうした数字を見ますと、健康寿命への一定の影響があるのではないかと推察しているところです。

2点目の具体的な今後の対策についてお答えいたします。身体機能や認知機能の維持、健康寿命を延ばすために、一般介護予防事業や認知症関連事業は、極めて重要であります。このコロナ禍においても、その成果として、いきいき健康教室は令和2年度からの2年間で2件の新規立ち上げに成功、認知症相談件数は民間の認知症相談窓口を令和3年度から設置し、市民の方が相談しやすい体制を確保したことにより、相談件数が前年比1.5倍に増加しました。

また、中止していた認知症予防のウォーキング事業を令和3年度から再開し、好評を得ています。こうした事業に参加できない、これまで体操の通いの場に参加していたけど最近姿を見かけなくなったという方については、地域包括支援センターの職員が個別に連絡訪問しており、その状況により介護サービスにつないだり、生活改善、介護予防の目標となる簡易なプランを説明し、配布するなど、本人の意欲につながるような取り組みも始めています。

また、保健事業と介護予防の一体的実施については、国保データベースのデータを基に、生活習慣病の重症化リスクのある方への訪問指導や、地域の通いの場においては、歯科衛生士などの専門職によるフレイル予防の指導にも取り組んでいます。

今後はこうしたアウトリーチ型の支援を活発化させることに加え、令和3年度よりシルバーリハビリ体操指導士など地域の中核的な人材の育成も実施し、地域の通いの場が持続化するような取り組みも模索しており、今後も閉じ籠りがちな方の社会参加促進の取り組みを引き続き推進してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

きめ細やかな対策をしていただいているようでありがとうございます。すごくいろいろなことが心配だったんですけども、認知の相談の場所というのは、相談する場所が増えたので、相談しやすくなって相談者が増えたのかなと私、ちょっと伺って思ったんですが、その点で1つお願いというか、市民の方に聞いたのであるんですが、今、常にあるのが、神岡と古川とあって、宮川、河合もたまに開設されると思うんですが、やっぱりご家族がご相談に行かれるときは、車で行くときは、ぴゅーっと行かれるのでいいんですが、ご本人で自分はおかしいのではないかと1人で悶々と悩んでいらっちゃって、特に一人暮らしの方なんですけども、相談に行きたいんだけど、遠いとおっしゃるんですよ。私、本当そういう方の募集をかければ、まだまだたくさんご相談に行かれない方もいらっしゃると思うんですが、ずっとではなくても、何か月に1回でも、では、

ここの公民館、栄町公民館でも、どこでもいいんですけど、今回は出張しますとかやってくさることで、もっと皆さんが気軽に伺ったりとか、多分話して交流を持つということで、安心されるかと思うんですけども、そこら辺は対策していただけるかどうか、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、地域包括支援センターに直接と、あとは民間の相談窓口を開設するところがございますけれども、ただ、そういったご要望があれば、その都度検討してまいりたいと思います。今、議員にご提案いただきました件も含めて検討してまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

ぜひともよろしくをお願いします。私が感じているのは、先ほどもちょっとお話に出させていただきましたが、前に公園でおばあちゃんたちが5人ほど集まってお話されているのを散歩のときにずっと見ていたので、そういった方たちが集わなくなったなと思っていたら、お一人でぽつんと座っていらっしゃったんですよ。それで、「ここはみんなが集まっていた場所だと思うんですけどほかの方はどうされたんですか。」とお尋ねしたら、「みんな具合が悪くなってしまって来なくなってしまった。」という話だったんです。ほかにも何か所かそういうところがあるのかなと思って、ちょっと心配をしたので、お尋ねしたんですけども、その辺のいきいき体操以外に細かなところというのは、ほかにもあったと思いますが、把握はしていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

答弁の中でもお話させていただきましたけども、地域包括支援センターの職員が、例えば通いの場で姿を見かけなくなったとかという方々に対しては、直接訪問もしております、あと地域の民生委員さんからの情報なんかもちょうだいしながら、例えばお電話をおかけして、どうですかということで、状況を聞いてみるとか、通いの場がなければ、ハートピアのほうでも、いきいき体操をやったりしておりますので、そういった場合に誘ったり、いろいろさせていただいておりますので、漏れているところはないとは思っております。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。あと、私1つお尋ねしたいんですけども。介護施設とかに入所していらっしゃる方なんですけど、ここのところは把握が難しいと思いますけども、新型コロナウイルス感染症で面会が全然できなかつたり、させていただく施設でもかなり厳しいんですよ。本当のご家族しか会えないとかという制限があります。ちょっとそこら辺のところを市のほうでというのは難しいのかもしれないんですけども、例えば、旅行に行くにしても、宴会をやるにしても、検査をすれば皆さん自由に動いていらっしゃるのですが、そのような介護施設に入っている方たちは、ご家族に会うのも一苦労していらっしゃるの、本当に体も弱ると思いますし、認知機能もだんだん悪くなっていくのを施設の方に伺いました。例えば、検査をしたら、ご家族でもお嫁に行った娘さんでも皆さんが会いたいときに会えるというふうになるといいなと思うんですけど、その辺はどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これは常々難しいところなんですけども、今の第8波といいますか、感染がひどくなっておりませんが、その中でも、今、ほぼ収束したんですけども、市内のそういった介護施設、高齢者施設で4件のクラスターが発生いたしまして、ほぼ収束はしたところではあるんですけども、そういったことがありますと、利用者さんだけではなくて、入所さんだけではなくて、職員の方もやっぱり家族感染も含めて出てくるという心配がありまして、どうしても、こういった感染が大きくなる时候については、よりちょっと強い措置になっているということはやむを得ない部分もあるのかなと思っています。

ただ、一方で、ちょっと前の感染が収まっていたときには、少しずつ解除していくとか、あるいはZ o o mなんかでも、直接会わなくても、そういった手配もしていただいている介護事業所なんかもあったりするものですから、やはりここは感染状況の強弱によって変わってくるなというようにことを思っておりますので、施設でもそういったクラスターということを考えますと、どうしてもやむを得ない部分、やっぱり高齢者の方は直接、命に関わる危険というのもあったりするものですから、そういったことは思っておりますが、基本的には介護施設の判断といいますか、状況によってのことと思っております。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。私、施設の方にいろいろとお話を伺ったので、もう1つついでにお話させていただきたいと思うんですけども、入所者さんたちが、幾ら体が弱っていて車椅子でしか移動ができなかったとしても、例えば、暖かくなってきて桜が咲けばお花見に行ったり、今みたいにちょっと涼しくなって紅葉が綺麗なときには見に行ったり、そんなようなことをしたり、何か買いたいものを買いに買い物に連れて行ってもらったり、外に出るとか、四季を感じるとか。そういったことは、健康の上でとても大事なことだと私は思います。施設の方も同じことをおっしゃっていたんですけども、それが今、もう本当にゼロ、一切やっていないという話だったんですね。また、保育園の園児と交流を持つとか、そんなことも今だったら、とんでもないという話で止められているんだと思いますけども、外の散歩ぐらいは、クラスターとかウイルスとかというのは、そんなに神経質にならなくても、長い目で見て、足腰が立たなくなる方たちをちょっと気晴らしくらいに外に連れて行くぐらいはよろしいのではないかと思うんですけども、どう思われますか。

◎議長（澤史朗）

小笠原議員に申し上げます。施設の中のことと健康寿命に絡めての質問で、再質問をお願いします。

○1番（小笠原美保子）

閉じ籠っていると、足腰が弱るという話がしたかったんですけど、駄目ですか。いいです。

年齢差別で、外に出るなど言われていて、出ない方が多いんですが、その点についてはどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

時期によっては、今、議員がおっしゃられたように、当然外に出てお散歩をするということは四季も感じられますし、外の空気は中の空気と違うということはあるかと思えます。この辺もやっぱり感染状況が一番大変だとは思いますが、施設の職員さんも、やっぱり家族さんからの濃厚接触とかで出勤停止ということを求められている施設もかなりございまして、職員のシフト上も大変だという話も今聞いておりますので、感染状況がある程度収まったところで施設のほうではそういったことも考えられるのではないかなと思います。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。ありがとうございます。何と言ったって、かんと言ったって、ご自分の体はご自分で管理されるのが本当が一番大事なことで、一人暮らしであろうと、外に出るのが、張り合いがなくて行けなかったであろうと、ご自分の体は健康的に保つというのは、お一人お一人の気力にかかってくると私は思います。その辺、やっぱり皆様が生きがいを持って生活を営んで幾つになっても元気で、心配のないように暮らしていただけたらいいなというのを常々思っております。私、町を歩いていて犬の散歩一つしていてもそうなんですが、本当に見なくなった方が結構いらっしゃるんですね。それでお話を伺うと、やっぱり預けられてしまったとかというお話を多く聞くようになりましたので、今、健康的なことについてお話をさせていただきました。皆様が元気でいられるように私も努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は有事が発生した場合の対処についてです。現在、北朝鮮によるミサイル発射が相次いでおり、2022年だけでも巡航ミサイルなどを含めて34回、少なくとも67発に及んでいます。特に9月下旬から11月にかけては、合わせて15回と、これまでにない頻度で発射を繰り返しています。日本の海上保安庁によると11月18日にも弾道ミサイルが発射され、北海道渡島大島のわずか西約210キロメートルの海上に落下したとニュースが伝えられました。

また、10月4日には5年ぶりにJアラート、全国瞬時警報システムが発令され、「どこに避難すればいいのかわからない。」「どう行動すればいいのかわからない。」などの不安の声が多数あったと聞いております。万が一、Jアラートが飛騨市を対象に発令されても、同様の事態になることが想定されます。実際、連日の報道により不安に思っている市民の声も少なからず聞いております。

飛騨市のホームページに飛騨市国民保護計画が作成され、国民の保護に関する基本指針に即し、市民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に加え、想定される武力攻撃事態の類型および類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処の措置、緊急対処事態の事例などが計画されています。県の最北端に位置し、日本海側からの侵攻、攻撃に対しての配慮および県を越えての連携が必要となるとも記載されています。遠い国の出来事のように対処などよく分からない中、ニュースを見て多くの市民が不安になっておられるため質問いたします。

まず1つ目は、Jアラートが発出された際の住民への対応についてです。こちらは12月5日に、ほっと知るメールひだなどで、早速発信をしていただいております。市民の皆様

理解していただくようさらにお尋ねいたします。そもそもJアラートが発出されるのは、どのようなときなのか。発出された場合にはどうすればよいのか。避難するのか。避難場所はどこなのか。避難する時間があるものなのか。市民との会話ではこのように聞かれることがあります。やはり、分からないということで、不安も大きくなっているようです。特に市内は高齢者が多く、急な対応ができない方ばかりですので、十分な考慮が必要ですが、どのように計画されているのでしょうかお尋ねいたします。

2つ目、有事が起きた場合の関係機関との連携や対策についてです。飛騨市に有事が起きた場合はもちろんですが、日本国内のどこで起きてても影響はあります。災害時と同じように自衛隊や医療関係など、様々な連携が必要となってきますが、どのように想定されていますか。

また、有事となれば真っ先に狙われるのは東京などの大都市圏です。地方は大都市の経済力の恩恵も受けている面もあり、有事の際には首都機能が麻痺することによる大きな影響を想定した対策が必要だと考えます。安全保障の問題ですので、大きなテーマですが、住民自治の意識を高めていける機会として対策をお尋ねいたします。

3つ目は、飛騨市国民保護計画に関する具体的な啓発についてです。飛騨市国民保護計画の23ページより、国民保護措置に関する啓発について記載されています。「市は武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にするためには住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があることから、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。」とあり、住民がとるべき行動等に関する啓発の方法、内容などが記載されています。いざというときに市民の皆様をお守りするために、平素からの情報提供や備えが大切ではないでしょうか。具体的にどのような周知をされていますか。今後、どのように周知をなされていく予定でしょうか。以上お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

高見危機管理。それでは、Jアラートが発出された場合の住民への対応についてお答えします。Jアラート全国瞬時警報システムと言われますが、これが発出されますのは、弾道ミサイル発射、緊急地震速報、津波速報等の緊急事態において発出されます。このように、発出される事態が各種あるため、対応要領もそれぞれ異なりますが、飛騨市において津波は関係なく、地震等への対応は、飛騨市地域防災計画に基づく防災訓練、防災教育等が行われているため、弾道ミサイルへの対応についてお答えします。

首相官邸の広報誌によりますと、弾道ミサイルが発射された場合、10分もしないうちに着弾するものと記載されております。仮に飛騨市に着弾する場合を想定しますと、Jアラートの警報を確認してから避難行動ができるまで時間はわずか数分であり、この極めて短時間での具体的避難要領は、屋外にいる場合は速やかに屋内に避難、できれば地下やコンクリート製の建物に避難する。付近に建物がない場合は、地面に伏せて頭部を防護することです。

飛騨市では首相官邸から提供されたこれらの対応要領をホームページ、メール、SNS等に掲載して市民への周知を図っております。

続きまして、有事が発生した場合の関係機関との連携についてです。まず、有事についてですが、大規模自然災害や原発等の大規模事故、パンデミック等を含む広範多岐にわたり、明確な定義がありませんので、ご質問の趣旨から、岐阜県国民保護計画第1編第5章において想定されている武力攻撃事態を対象にしてお答えします。

武力攻撃事態発生のおそれがある場合、または発生した場合、市は対策本部を設置し、県、国の対策本部と連携するとともに、自衛隊、警察、消防、日本赤十字社等を含む各行政機関、公共機関等に協力を要請し、情報収集、住民避難、救援、復旧等の活動をいたします。

これらの活動や連携要領は、飛騨市国民保護計画第1編第1章において、自然災害等への対応と共通することが多いため、災害対策基本法第42条第1項に基づく飛騨市地域防災計画による対応方法を活用するものと定めております。

また、大都市が機能麻痺に陥った場合は、飛騨市にも経済的、社会的に甚大な影響が出ることが予測されます。これらを具体的に想定することは困難ですが、例えば、東日本大震災の際に、東北、関東が電力不足に陥り、送電のために全国的に節電が求められたり、サプライチェーンの寸断によって製造業の操業が困難になるようなケースもありました。そのため事業継続計画BCPの策定も重要な取り組みであり、関係課、関係機関とも連携しつつ、想定できない事態に普段から準備をしておく意識を高めてまいります。

続きまして、飛騨市国民保護計画の具体的な啓発についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり飛騨市国民保護計画第2編第4章において、国民保護措置に関する啓発について記載しております。

その内容は、国民保護に関する一般知識、非常持出品の準備、水、食料等の備蓄について啓発をすることであり、岐阜県及び飛騨市国民保護計画第1編第1章において、自然災害等への対応と共通することが多いため、災害対策基本法第42条第1項に基づく地域防災計画による対応方法を活用するものと定めております。

この規定に従いまして、避難指示、避難行動、非常持出品の準備、水、食料等の備蓄については、各種防災訓練、防災教育、備蓄品の確保・点検、避難所の開設・運営訓練、広報誌等を通じて、市民に普及啓発をしており、今後も続けてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ほとんどがその地域の防災計画にあるという話なのですが、地震も、もしもの話ですし、ミサイルも、もしもの話で、どちらが先に来るのか分かりませんが、避難訓練のときとかの住民の意識としては、その地震に対してとか、何か災害や天災が起きたときという意識がすごく強いと思うのですが、具体的にわざわざ避難訓練をしろという話ではないので、避難訓練のたびに、ここも含めて、皆様に毎回毎回お知らせをしていただくと意識が高まるかと思いますが、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおり避難訓練の際に、災害の場合、武力攻撃の事態、それぞれ分けて意識づけ

るというのは大事なことであると思いますが、一方で現段階でも災害の場合の避難場所はどこかとか、あるいはどのようにしてとか、非常に混乱している状況が今も続いていますので、あまり多くの情報を提供して混乱するよりは、まずはシンプルに避難をする。あるいは、備蓄品の準備をするということが大事であると認識しています。

○1番（小笠原美保子）

それは起きないと思っているから言えることだと思いますが、先ほどの本当にJアラートが発令された場合に、例えば、飛騨市に来るのが数分だという話をされていた。それに対してできることは屋内に避難、できればコンクリートの建物でという話だったのですが、そこら辺にしてもあの音がビーと鳴ってみんなびっくりしているうちに終わってしまうのだろうなと私は思いますが、これはミサイルばかりではなくて、何の災害のときでも、例えば、押し車を押していらっしゃるおばあちゃんたちが家へ帰ろうと思っても、5分や10分では帰れなかつたりするので、どこでもいいから飛び込めとか、そういった本当に、どなたでも受入れるとかという市民の意識の高め方というのをちょっと啓発していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

Jアラートの対応については、ご指摘のように数分ということであり、速やかな指示として、メール、あるいはホームページ等でも掲載しております。

Jアラートが鳴って、市役所で何か対応できるかと言いますと、そのような時間はありませんので、やはり徹底した自助について、普及活動するというのが大事だと認識しています。

○1番（小笠原美保子）

もちろん自助、自分の身は自分で守るのが基本だと思います。ホームページとかメールとおっしゃっていたんだけど、携帯電話も持っていないようなおじいちゃんやおばあちゃんはどうされるのかなと、私はちょっと心配になったので、伺ったんですが、国民保護計画にしても、私は実際に市ではどのようになっているのかなと思って印刷しようと思ったら、86ページもあったので、印刷は断念したんですが、とても分かりにくいのですが、例えば、今おっしゃったように、何ページからの分は、救援の部分であったり、避難の部分であったりと市民に直結した内容だと思うので、その部分だけでも、市としての責任で、皆様にこういうのはちゃんと計画されていますよという安心のために出されるといいと思うのですが、どう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

住民の皆様は、端的にこのようにということをお伝えするのは重要なことであると思いますので、今後その掲載、あるいは広報での仕方は検討を進めてまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

先ほどから答弁の中で、ほかの地震とかの災害と同じようにというのを再三おっしゃっていたと思うので、例えば、ハザードマップのように、お家でいつでも見られるような状態で、こうい

うときにはこうしてくださいというパンフレットというか、一目で見て分かるものというのがあるかもしれないのかなと思うのですが、その点についても、ちょっとお願いをしたいと思います。

ただ、私が気になっていたのが、国民保護計画の中で、23ページの第2章の避難の部分なんですけども、避難施設のリストなど必要な基礎的資料を整備する。なお、関係資料は資料編14ページ掲載のとおりであるとあるのですが、ちょっと関係資料というのがどこにあるのか分からないので、ホームページの中なのか、教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

ホームページの中にも記載している状況と認識していますが、今一度確認をして、不足であれば掲載するようにいたします。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。そんなに無茶なことをお願いしているわけではないと思うので、是非とも取り組んでいただきたいと思います。

ロシアやウクライナの戦争もそうですが、恐らく国の方たちにとっては、寝耳に水で、まさか自分の国がそんなことになると思わず平和に暮らしていらっしゃると思うんですね。でも、有事が起きた場合には、例えば、飛騨市で言えば、トップは市長なので、市長のリーダーシップを発揮していただかなければならないですし、避難に関しては、常日頃の避難体制というのもの、ものを言うと思うんです。それができているということが、皆様の常日頃の安心とか、安全な面につながると思いますので、是非ともそこは最大限に取り組んでいただいて、皆さんが安心して暮らせるように切にお願いをいたします。以上で質問は終わらせていただきます。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時48分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長

澤史朗

飛驒市議会議員（8番）

徳島純次

飛驒市議会議員（9番）

前川文博